

会 議 録 目 次

平成 1 7 年第 6 回海田町議会 1 2 月定例会（第 2 日目）

平成 1 7 年 1 2 月 8 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	4
日程第 2	第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について	6 6
	（延 会）	8 2

平成17年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年12月7日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月8日 (木) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	8番	斎 木 貞 暁
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
11番	河 野 道 昭	12番	崎 本 広 美
13番	前 田 勝 男	14番	住 吉 充
15番	佐 中 十九昭	16番	原 田 幸 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
企 画 部	長	池 乃 本 和 弘
総 務 部	長	因 幡 貞 男
福 祉 保 健 部	長	上 條 正 弘
参 事 (行政改革推進担当)		富 田 征
建 設 部	長	児 玉 正 克
行 政 改 革 推 進 課	長	西 本 徹 郎
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	内 田 和 彦
総 務 課	長	窪 地 満
地 域 振 興 課	長	臼 井 真
税 務 課	長	永 海 房 雄
住 民 課	長	貝 原 陽 子
福 祉 課	長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課	長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー 所	長	木 原 晴 彦
建 設 課	長	畠 山 隆
都 市 整 備 課	長	金 子 幹 雄
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
上 下 水 道 部	長	木 原 正 博
上 下 水 道 部 次	長	新 浜 憲 治
下 水 道 課	長	朝 倉 登 司 雄

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしており  
ます日程第1から日程第12に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第1、一般質問を続行いたします。

1番、久留島議員。

○1番（久留島）1番、久留島です。火災発生時の消火対策について、2点ほどお尋ねいたします。ことしは例年より早く寒さが厳しくなっておりますが、暖房器具や火を使うことが多くなると思われますが、火災発生について2点お尋ねいたします。

まず第1に、道路が狭く、消防車が入れない地域での火災発生時の対応はどのようにするのか、お尋ねいたします。

2点目、車の入れない道路幅の改良は順次計画されているのか、お尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。きょうもよろしくお願いします。

それでは、久留島議員の質問に対して答弁をさせていただきます。火災発生時の消火対策につきましては、道路狹隘地区の対応は管内共通の問題と認識しております。消防車両の整備に当たっては比較的小型の車両を配備しているところでございます。海田町管内では幸いにも該当する地区が比較的少なく、消防ポンプ車からのホース延長により対処可能な距離内であるとのことでございます。なお、住宅密集地区や傾斜地に住宅が立て込んでいる地域等につきましては警防計画を作成し、あらかじめ各隊の基本的な活動方針を定め、災害活動に万全を期しているところでございます。

次に、車の入れない道路の改良についての答弁を申し上げますが、車が入れないような狹隘な道路につきましては、平成15年に策定した町道整備計画の中で消防活動困難地域として位置づけ、順次整備していくこととしております。沿線の住民の方の同意が得られ、用地の寄附があれば、道路を4メートルまで拡幅することで、生活道路としての機能確保に努めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）今、ポンプ車を導入して狹隘の道路のところは措置すると言われましたが、消火栓からホースを引き込んで現場まで対応するということだと思うんですが、大切なことはこの水源ですね。水源はどのように確保しておられるか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（因幡）現在、少なくとも車が通る道路には7センチ5ミリ以上の配水管が通っております。大体100メートルに1カ所の消火栓がついておりますので、しかも水圧につきましては、特にコストの方でありましたら5キロ以上、5.8から5キロぐらいの水圧がありますので、一番最初に火災があった場合はその消火栓からとると思いますが、その水量でまず対応するというのが第一だと思います。それから、水量がもし足りないというようなことがあれば、県道沿いの大きい配水管から、消火栓からポンプ車に注入して、そしてホースで引っ張って、その水源で消火するというふうに思います。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）例えば瀬野川からとるというようなことがありますか。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）基本的には瀬野川から直接ということは消火活動においては考えておりません。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）わかりました。それでは、その対応として消防士とか消防団員は十分に確保しておられますか。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）一般的な建物火災につきましては、常備消防であります海田地区消防組合の方での対応が主な形になると思います。それに加えて、消防団の団員の出動を要請しております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）わかりました。次に、道路の改良の件ですが、これはきのう、崎本議員が冒頭に話をされたと思うんですが、改良が進んでいないところ、また、進まないところというのは、地権者の同意もあると思うんですが、それ以外に何か進まない原因があるかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）消防困難地域における道路なんですけれども、既設の建物が以前に建っていたというような状況で消防困難地域になっております。その関係上、どうしても幅員構成というか、道路自身が昔の里道から少しずつ広がってきたという経緯のところが多いと考えております。その結果、今の状況、はっきり言えば、4メートル未満の道

路が出てきたというふうに考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）じゃ、その里道を拡幅工事していくというのが基本になりますか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）そういうことになろうと思います。4メートルまでは今、海田町で進めている建築後退線が基本となって道路を拡幅してまいりたいと思っています。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）わかりました。じゃ、以上のことを肝に銘じてまた今後の活動をいたします。よろしくお願いします。

○議長（原田）次に参ります。3番、岡田議員。

○3番（岡田）おはようございます。3番、岡田です。3点お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

まず、安心・安全な海田町のまちづくりについて。昨今、規制緩和や行政改革の名のもとに、本来、公的機関で実施されていた案件が次々と外部団体や民間に委託され、東京や千葉県では震度5程度の地震で倒壊のおそれのあるビルが審査をすり抜けました。生命・財産を脅かす重大な問題が噴出しております。前回も言いましたが、町民の中に地震に対する不安は広く広がっております。しかし、耐震診断など、個人ではなかなか実施するのは困難です。そこで、お尋ねいたします。

1、町で民間と協力して一定期間経過した住宅に耐震診断をされてはどうか。これは以前にもずっと議会でお願ひしておるわけですが、どうか、お尋ねいたします。

2、海田町では最近盛んにマンション建設が行われておりますが、町独自で建築に関して一定の基準を設けてはどうでしょうか。

3、安心・安全な海田町をつくっていくことは将来の海田町の発展にもつながることです。町が活性化するためにもぜひとも町長が決断されるべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

2番目に、役場職員の処遇について。行政改革の名のもと、町職員を減らし、外部委託をすれば、住民サービスに支障を来すことがあります。パートやアルバイト、臨時で対応できない問題もたくさんあります。

1、役場職員は一定期間を過ぎると担当が変わります。職員によっては、苦手な仕事をして住民サービスに支障が出ることもないとは限りません。部署での教育や学習はど

のようになっているのでしょうか。

2、勤務の状況は労働基準法に準拠していますが、時間外労働があった場合、残業や休日出勤など、手当申請が適正に行われているのでしょうか。

3、職員の労働実態が明らかになり、もし有給の未消化や残業手当の未申請があれば、責任者として是正するように指示されますでしょうか、町長にお尋ねいたします。

3 番目に、子供たちの安全について。矢野で起こった小学生殺人事件は、私たち大人や地域社会が子供たちを守ることができなかった痛ましい事件です。子供たちが通学する道にボランティアが立って見守るなどしても、犯罪を未然に防ぐことができませんでした。子供たちが健やかに成長するように見守り、大人たちが安全な地域社会をどのようにつくっていくかが大きく問われている問題です。

1、防犯ブザーなどの防犯グッズを幼稚園児や小学生、中学生全員に持たせてはどうでしょうか。

2、通学路をボランティアで警備するには地域の自治会や子供会にも限界があります。そこで、夜間に行っている町のパトロールを午後3時以降にしてはどうでしょうか、お尋ねいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問の1点目、2点目及び3点目の一部につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

安心・安全なまちづくりについての質問でございますが、まず1点目につきましては、9月議会でもご答弁いたしましたとおり、町といたしましては特定の業者と提携することやあっせんを行うことは考えておりません。

次に、町独自での一定の規定を設けてはどうかとの質問につきましては、建築する場合には法律に基づき設計者が設計し、審査機関が建築確認を審査し、確認しております。町は審査機関ではございませんので、町独自で耐震に関する一定の規定を設けることは考えておりません。

次に、安心・安全なまちづくりは重要な課題の1つとして認識しております。これまでもご答弁申し上げましたとおり、個人住宅の耐震診断につきましては個人財産にかかわるものであり、所有者それぞれの判断により実施していただきたいと思います。

役場職員の処遇についての質問でございますが、まず、1点目の各部署での教育や学習につきましては、いわゆるOJT（職場内研修）に関して各部課長の指導のもと、異

動時には仕事の進め方、事務課題についての引き継ぎを行い、朝礼や課内ミーティングを通じて、その部署で必要な知識の習得に努めているところでございます。また、必要に応じて事務処理に必要な研修会や説明会に出席させ、職員の異動によるサービス低下を招かないようにしているところでございます。

2点目の時間外勤務や休日勤務の適正な申請につきましては、各所属長の時間外勤務命令に基づく時間外勤務手当は適正に処理を行っております。

次に、3点目でございますが、有給休暇につきましては適正に取得している状態でございます。また、時間外勤務手当につきましては、各所属長の命令に基づくものでございますので、未申請ということはありません。

子どもの安全についての質問でございますが、防犯ブザーなどの防犯グッズを保育園児全員に持たせてはとの質問でございますが、保育所は小・中学校とは異なり、送り迎えは保護者が行うことになっております。しかしながら、園児が事件に巻き込まれないよう、保護者に対する指導とともに、保育所内の安全管理について研修を実施するなど、危機管理に対応しております。

それでは、3点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願ひします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、防犯ブザーについてお答えします。防犯ブザーについては、昨日から申し上げておりますが、町内の小・中学校すべての児童・生徒が携帯しております。

それから、午後3時以降のパトロールでございますけれども、既に午前8時から24時まで町内のパトロールは実施しておりますので、特段にこれにプラスしてするということはございません。現在は非常時でございますので、年度末も近いということで、町と協力して、教育委員会と町とで下校時のパトロールは今やっております。それから、今回の矢野小学校の事件があった後、町内のパトロールをやっております業者なんですけれども、直ちに下校時については特に注意をして重点的に回ってもらうように指示しておるところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それでは、再質問をさせていただきます。まず、安心・安全なまちづくりなんですけれども、一定期間をたった個人住宅は個人の責任でということなんですけれ

ども、それがなかなかできないので、町としていろいろな耐震に対して補助してくれというふうなのではなくて、業者をあっせんするとか、いろいろな形ができると思うんです。そういうことを何か制度でできないかと。これはほかの自治体でたくさんやっているところがあるんですよね。そういうことができないかということなんです。

それと、マンションのことなんですけれども、設計士が設計をして、建築確認を受けて、検査機関が検査をして、それでオーケーだからということなんですけれども、ずっと連日テレビの報道でにぎわしておるんですけれども、そういうふうなことをしたんですけれども、それが全くだめだったというので今回こういう大変な問題になっておるんですよね。これはやっぱり基本的には、1998年ですか、規制緩和で、今まで国がしてきた検査業務を規制緩和という名のもとに、民間でできることは民間にというふうな格好の中で起きたことだと思うんです。やはり当時は国も大変だからということだったんですけれども、なかなかそんなことを言っても国ができんというふうなことで、民間でできることは民間にということをやったという大問題になってきておると思うんです。やはりそういうところには、少々お金がかかるというか、人手がかかっても積極的にやるべきなんですけれども、そうはいっても、海田町では建築確認は県がすることだと思うんですけれども、それを実際に海田町で建てたマンションがどういう、国は再検査をなさいと指示をしておるわけですか。それを今度は公表する場合、海田町でも担当の部署で公表結果をわかるような格好にしてほしいんです。ただあれは県がやったから県に聞いてくれというのではなくて、海田町でもそういう情報を開示してほしい、県で調査したことを海田町でも開示してほしいと。そしてまた、マンションに住んでおられる方も、一部の設計事務所がやったのか、それとも、表現は悪いんですけれども、業界ぐるみというんですか、そういうことがあるのかどうかというのはまだわからないんですけれども、実際に住んでおられる方も物すごく不安だと思うんです。もし何かあったら、それこそ今のローンも払って、また次に例えば行くにしても二重ローンとかというふうな、今、全国で起きておるような問題が起きないとも限らないんですけれども、そういう対策というか、体制をとってほしい、こういうふうに言うておるんですけれども、その辺のところをお願いいたします。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）個人ではなかなか難しいということで、耐震診断の業者のあっせんということでございますが、9月議会でもご答弁申し上げましたとおり、広島県がパ

ンフレットをつくっております。広島県は社団法人広島県建築士事務所協会というところが無料の窓口相談を実施しております。審査については有料ですが、業者のあっせん等を行っております。その機関を利用するようにということでのパンフレットを作成しております。町としましても、この制度に乗っかかり、今の広島県建築士事務所協会を紹介するということにしております。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）耐震の問題のマンションに関してですけれども、今言われたように、国からの通達により、県の方が民間のマンション等の建設についての調査を行うと思います。それで、本町として、建設課の方におきましてそういう問題の相談等についての体制は整えていきたいと思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）最初の耐震診断のことなんですけれども、県がパンフレットをつくっていると。私が言うのは、大きな今のマンションは別にして、築30年ぐらいの木造住宅なんです。これは海田町の建設業者というんですか、何社かあると思うんですけれども、そういうところでも幾らでもできると思うんです。だから、そういうふうなところを町としてあっせんするとか、そういうことができないかということなんです。それは例えば広島県の全体ではなくて、やはり地域でできることというんですか、そういうふうなところはそういうあっせんをして、かかる費用というのはもちろん個人の負担というか、そうなると思うんですけれども、海田町の信頼できる業者が何社かあると思うんですけれども、そういうようなことができないかということなんです。それと、マンションの担当部署で結果なんかを公表してもらえるとということは大変いいことだと思うんです。これはどんどん広めて周知をしてほしいと思うんです。それで1点、海田町の業者の中でできないかということをお願いします。

○議長（原田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）海田町の中の業者で耐震診断ができないかというご質問でございますが、私どものつかんでいる情報では、耐震診断につきましては耐震診断士という資格を持った方が耐震診断を行うということでございまして、私どもの調査では町内の業者ではその耐震診断士を有している業者はいないということでございました。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）私たちが言うのは大きな建物じゃないんです。古いと言ったら失礼なんで

すけれども、30年以上たったというようなことで、そんなに綿密にというか、耐震診断でいろんな細かい数字をとっているのではないと思うんです。それは、家を建てる方は専門家ですから、だから、ああいう方に見てもらって、あそこは古いから筋交いが要るぞとか、ただそういうことだけでも、やはり実際に補強しておったら随分違うと思うんです。だから、そういうふうなことで海田町の業者の人を登録というんですか、あっせんできないかと、そういうことなんです。別に耐震診断をして物すごく細かい細かい数字、専門的な数字を出してとか、できればそれがいいんですけれども、なかなかそういうことはできないから。こういう制度というのはほかの自治体はそれこそ幾らでもやっておるところはあるんです。そんなに経費もかからないしというところで。特に地震が今から起こるであろうと言われている愛知県とか横浜市、あそこらはほとんどの自治体でこういうのを導入しておるんですよね。海田町でも安芸灘地震とか、ああいうのが起きましたし、まだ近い将来大きな地震が起きるだろうと言われておるんですけれども、やはり一番震災が起こりやすいというのはそういう住宅だと思うんです。それが以前から何らかの手当てをしておれば、ある程度被害も最小限に抑えられるんじゃないかと。地震が起こってしまえば、天災ですから、どうしようもないんですけれども、その後のことは幾らでもある程度防ぐことができると思うんです。そういうのが制度としてできないかというのをずっと主張しておるわけなんですけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）町内業者の建築業者、そういったあたりを活用したらということでございますが、町がそうした紹介あるいはあっせんをするということを前提に考えますと、それはやはりそういう資格を持った、きちっとした能力のある方を紹介すべきであろう、あっせんすべきであろうというふうに思います。そうした観点から言えば、今、地域振興課長が申しました、そうしたきちっとした資格を持ったところを紹介していくということになるかと思います。それと、町内の業者さんであったとしても、町が紹介するとすれば、個人的な業者のあっせん、それは公共団体としては極力避けるべきではないかなというような気がいたします。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それでしたら、そういうふうな町内の建設関係、建築関係、そういう方に耐震診断のできるような人を育成してくれというふうな要請とか、町があっせんするんじゃなくて、今の県のパンフレットにあったような格好で制度をつくって、それに登録

をしてもらう、こういうふうなことなんです。別に町が、あそこのAという会社に対してやっているから受けてくださいと言うんじゃないくて、制度としてつくって、それに登録をしてくださいと、そういうことで、十分じゃないですけども、そういうことなんです。別に町として個人の業者に頼めとかそういうのじゃなくて、制度としてそういうふうにして登録ができないかということなんです。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）それぞれの業者さんが耐震診断士、そういった専門家を要請し、登録をしていったらどうかということにつきましては、これは業者さんサイドの判断といいますか、考え方に基づくものであろうというふうに思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それは当然業者の判断なんですけれども、町としても「こういうふうなことだから、耐震診断士の育成というものをあなたの会社でもお願いします」と、そういうことは可能だと思うんです。今の地震災害というふうな問題でも、町民の安全・安心を守るという立場から、そういうことをお願いしておきます。

それと、役場の職員の待遇についてなんですけれども、職場での異動とかがあったときなど、教育とか、適正に受け継ぎとかはしておると。いろいろな場所での研修会というんですか、これは適切に行われておるというふうに言われましたけれども、結構部署で全然畑違いのところにかわられるという方もかなりおられると思うんです。そうした場合、職務というか、結構専門的になってくる、法律もどんどん変わってくる、そういうことで、研修とかというのは物すごく必要だと思うんですけれども、実際にいろいろなところに研修に行く場面、そうはいっても費用もかかりますから、その間はそこを抜けなければならないというふうな問題もあると思うんですけれども、実際に例えば1つの部署でどれぐらいの方が年間に研修をされておるといのはわかりますか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（窪地）各部署での仕事に関する研修内容についてまでは総務としては把握しておりませんが、必要に応じて、職務に必要な研修は所属長の中で、職務に影響しない形で研修を進めているというふうに認識しております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）よくでもないですけども、聞くんですけども、こちらに来られてパソコンとかでいろいろな仕事をしますよね。「ちょっと調べますから、待っておいてくださ

い」とその人が言うて、なかなか思うようにいかなくて、随分時間を待たされて、今度はほかの人が来てやるというのでも聞くんです。それとか、海田のホームページで書き込みページがあるでしょう。今、51か52ぐらい書いておられる。あの中にも、出先機関だと思っんですけれども、実際にパソコンを使いよったら、職員の人に来て「いつまで使うん」とか何とか、そういうふうなことが載っておったと思っんですけれども、やっぱりそういうふうな対応がかなりまだまだあると思っんです。本庁の職員の方はそうでもないと思っんですけれども、出先機関なんかだったら直接町民の方と接する場所が多いんですよ。そういうところで、なかなかふなれな場面とかというのがあったりして、片一方ではかなり専門的というか、本所の人とは違う専門性というか、ああいうのが要求されると思っんですけれども、そういうところの人の適性というんですか、それこそいろいろな性格みたいなものもあると思っんですけれども、そういうのが本当にその人に合ったのが行われているかということ。

それと、今、有給休暇などについて適正に処理されておるというふうに言われましたけれども、本来、特に民間も厳しいんですけれども、公務員についてはやっぱり労働基準法を守らにゃいけんと思っんです。それで、有給の取得率というても、ほとんどの方というか、よくわからないですけれども、年間20日はあると思っんです。この20日が完全に消化されておるというふうには思わないんです。私たちはこの前、佐中議員なんかがいろんな出先機関なんかも含めて調査をされたんですけれども、この中でも有給の取得率というのはそんなに100%じゃないんですよ。普通の民間の会社だったらなかなかそれこそ厳しいんですけれども、やはり公務員というか、みんなの手本にならにゃいけんと思っんです。それは仕事の面もいろいろ、そういう休日というか、100%というのは難しいんでしょうけれども、8割9割の消化率は最低でもとらにゃいけんのだけれども、なかなかそういうふうな状況には至っていないんじゃないかと思っんです。それは今は非常にどこもパートというんですか、臨時の方とかアルバイトみたいな方がおって、これらの方の賃金はなかなかここ何年か、何十年か上がっていないと。特に長期契約じゃなくて半年契約というので、同じ方ですと更新をしていくから、言葉は悪いんですけれども、うまい人事、雇用関係というか、半年ごとに更新をするから、継続ではないというふうな格好になって、なかなか上がらないんじゃないかというのもあるんですが、こういうところはやっぱり是正をしていかんといけんと思っんですけれども、どういうふうにされるのか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）まず、職員の研修ということなのですが、ただいま総務課長が申しましたように、職員全体のレベルアップの中で計画的な研修は実施しておるところでございます。ただ、いろんな場面で今はパソコンとか電子化が進みまして、それになかなかついていけないという職員が若干おるのも事実でございます。そうした職員に対しては、当初、パソコン導入の際に職員全体の研修をしたところでございますが、あと、自己研修といいますか、自分がそれをもとに自分で自己研さんをしていくということも必要であろうというふうに考えています。これから職員の数も減ってまいります。仕事が増えるという中で一番の課題は、職員の資質をどう上げていくかということになるかと思います。職員のそういう教育計画、そういったものをきちっと立てながら、また個々の職員の自己努力、それを啓発しながら一人一人の職員の能力を上げていきたいというふうに思っております。

それからもう1点、有給休暇ですが、基本的には1年に20日の有給休暇があるわけですが、実際にその20日すべてを消化してはおりません。ただ、この有給休暇についてはそれぞれの職員の申請、それに基づいてとっていくものでございますから、20日全部を必ず消化しなさいと言うべきものでもございませぬし、反対に、有給休暇について20日以内のものを制限するという、これも当然できないことで、そういったこともしておりませぬし、職員の自主判断でもって可能な範囲で有給休暇をとっておるというものでございます。それから、臨時さんの日給といいますか、単価、これにつきましては毎年見直しをするわけですが、これは社会の相場等を勘案しながら実施しております。議案でも出てきますけれども、職員もここ数年、本俸あたりは社会の流れの中で下がっておるという段階の中で、当然臨時さんの日給あたりも据え置きという状態が続いておるというものでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）有給の場合、やはり原則は完全取得だと思うんです。それを、なかなかそうはいっても、実際問題、申請はしにくいですからね。それは私たちもわかるんですけれども、じゃ、それを未消化だから、それは仕方がないというのでほうっておくのではなくて、やはり管理者というか、そういう方が積極的にとりなさいと。未消化だから、とりなさいと。とる、とらないはその人の判断なんですけれども、そういうことが必要じゃないかと。そういうことにして、働きやすい職場というんですか、そういうものを

つくっていかないとはいけません。先ほどの臨時やパートさんの賃金が上がっていないと。正職員も上がっていないから、上げられないと。これは結局そういうふうなことにいくと、民間が上がらないから、公務員も上がらんと。民間は、公務員が上げていないから、民間も、もうけておっても賃上げをそんなにする必要はないと。こういう悪循環があると思うんです。やはり公務員は皆さん方誇りを持って地域の方にサービスしておられるわけですから、そのところも誇りを持って。やはりここに勤めておられる方も海田町に貢献をされておる方ですから、この場はある程度は雇用の方なんですから、そういうところも加味して適正なものに。それは何年も、それこそ何十年も上がっていないというふうな状況らしいですから、そういうようなところは適正に配慮というか、そういうのをお願いしたいんです。

それと、私がこういうことを聞いたのも、先ほど理事が言われましたけれども、これからだんだん職員の数も減ってくると。今の行政改革なんかでも職員の数を減らして総体的な支出を減らしていこうという反面、県からの権限移譲なんかがこれからどんどん来ると思うんです。それに対して、今でもいっぱいいっぱいというんですか、そういうので仕事をされておると。さらにこれに県からいろんな事務、仕事がおりにてくるということになると、さらにそれ以上に仕事の量がふえるわけなんですよね。それに対して職員の数というのはそんなにふえんわけでしょう。じゃ、どういうふうにしていくのかというのが大きな問題だと思うんです。例えば県の職員の方が、専門分野ですから、仕事と一緒におりてくると。じゃ、そういう人たちの給料というか、賃金というか、そういうのはどこが持つのかという問題も差し当たって出てくると思うんです。そのときに、そうやってきたら今の財政健全化計画なんかはかなり、狂ってくるとってはおかしいんですけれども、やはり何らかの業務にすごく支障があると思うんです。例えば今、廿日市の方にある福祉事務所ですか、ああいう事務所とかというのが例えば仮にここにおりたとしても、それは物すごく専門的なものですから、そんなに今までの対応というか、職員の方で対応できるというものじゃないと思うんです。そういうところを考えてみたら、ただ行革で職員の数を減らせ、減らせというふうな方もおられますけれども、やはりそういう場合、職員の数を減らす、人間はふえないということになると、残業や何かで対応すると物すごく仕事が忙しくなって、本来今までしよったことがおろそかになるということが当然出てくると思うんですけれども、こういうところの対応というか、ただ仕事がおりにてくるだけじゃなくて、それに対する中で業務をこなしていこうと思った

ら、それこそ今でもいっぱいいっぱいのところがさらにいっぱいいっぱいになるという格好で、それこそ精神的にも肉体的にも、言葉は悪いんですけども、ぼろぼろになってくる、そういうことになりかねんと思うんです。先のことではないですから、そのようなときの対応というのはどういうふうに考えておられますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、先日も福祉事務所のことについても県の地域事務所の所長さん、スタッフが4人ほど来られましていろんな話をした中で、福祉事務所の問題とか安芸郡4町の問題とかいろいろありました。そういうことから、ただ権限移譲をしっかりもらうだけじゃなくて人的支援もぜひお願いしたいということも含めて今後の対応をしていただきたい、こういうように考えています。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）人的支援というても、具体的に、おりてきた人の給料というか、賃金というか、それをだれが払うかと。県は削減する方向ですから、そういう問題が出てくると思うんですけども、そういうものの対応というんですか、それは人的支援も結構なんです。どんどん業務量に足りませんから。そういうことはどういうふうにされるのかというのが今の職員の数とか、今の行革の中で対応できんような気がするんですけども。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）現在、行革の計画の中で議会の皆様にお示ししました職員の将来の計画、この数値はこうした権限移譲分についてはカウントをしておりません。権限移譲自体が、今からどの部分がどうなってくるか、まだ明確になっていない。今からこれを県と協議しながら明らかにしていく必要があるんですけども、そうした中で、ただいま町長が申しました、県の方から職員が派遣されるものであるのか、あるいは指導だけのものであるのか、そうした権限移譲に基づいて余分な職員がどれだけ必要になってくるのか、これはこれから明確になってくるものでございます。当然それらが明確になってくる中で職員の総体的な人員、ここらあたりも手を加えていくという必要はあろうかと思いますが、基本的には、先ほど申しましたように、一人一人の職員の資質、キャパシティを大きくして、小さな行政体を目標にしていくという基本線は守っていく必要があろうというふうに考えています。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）小さな行政体というんですか、一人一人の資質を高めると言われても、そ

これは今でも限界があるわけです。今ぐらいが限界だと思うんです。これ以上いろいろなことの業務がふえるということは耐えられないと思うんです。幾ら行革の中だといっても、思い切って職員の人数は削減をしないでこのままでいくとか、若干ふやすとか、そういうことをしないと、一日の今までの業務、こういうものにもサービスの低下を来す、こういうふうと思うんです。

それと、子供たちの安全についてなんですけれども、昨日ですか、秋葉市長がテレビで、広島市としても子供の安全を守るために、自治体でできることは何でもやる、こういうふうなことをテレビで言っておったんですけれども、今、海田町でもいろいろ自治会とか子供会、PTAとか、いろんなボランティアの方で通学とかをやっておられますけれども、やはりこれもどうしても限界があると思うんです。海田とか矢野の不審者情報、これは一向に減っておるわけじゃないですからね。矢野の事件にいたしましても、これらも住民の方がずっと以前からもボランティアで立って子供たちを見守っておって、そんなに別に手を抜いておったという問題は全くないと思うんです。何かあったときに、子供たちに危険があったときにみんなでそれを取り押さえて警察に突き出した、こういうふうなことも実際に行われておるような中でも行われたのです。こういう問題が、短期間だったらいいんですけれども、長期になったらボランティアだけに頼るというのも限界があると思うんです。学校の先生たちも箇所箇所に出て指導しておられますけれども、やはりこれも自分本来の授業があったりなどして。藤田知事なんかも日本一住みやすい県にするんだというふうなことを言われておりますから、やはり教職員の数、こういうのもなかなか町費ではふやすことはできないと思うんですが、県とか何かにやっぱりそういうふうな加配をしてほしいとか、人的配置ですね。子供たちと向き合う時間が今物すごく少ないと思うんですけれども、こういうのもふやすためにも教職員の配置とかそういうのをふやしてほしい、こういうことを県とかそういうところにもっともっと声を出して言うべきだと思うんです。

防犯ブザーなんかにしても、全員が持っておると。今、事件がありましたから、持っているんでしょうけれども、それまで全員が一人残らず持っておる、そういうふうな確認というか、そういうのが本当にできておるのかどうか。ちょっとしたことなんですけれども、今までランドセルかどこかにつけておったと思うんですけれども、あの事件以来、ちょっとしたところへ行っても首からみんなかけておると。それだけ恐ろしいというか。これも、以前だったら皆さん名札を首にかけておられますけれども、今はここに

とめるというので、今度は首にかける。ああいうちょっとしたことでやはり変わると思うんですけれども、こういう指導とか。やはり行政として何ができるのか。今はテレビなんかでいろいろなことをやっておりますけれども、それじゃ、行政として一体どういうふうなことができるのか。職員の配置とか、例えば今は共稼ぎなんかはかなり多いですから、家に帰ってもなかなかおり場がないと。児童クラブなんかをもう少し充実させるとか、場合によっては児童クラブの職員の方をふやして、大学生みたいなああいうふうな方を、講師と言うたらあれですけれども、簡単な宿題とかそういうのができるような人というのはほかのところでも結構やっておるところは多いと思うんですけれども、そういうふうに総合的にしていけないといけないと思うんです。それこそ何回も言いますが、地域の人にボランティアというても、それは本当に限界があると思うんです。出る人はずっと毎日出るけれども、仕事をして、出られない方に出てくれと言うのもなかなか、1日2日だったらいいんですけれども、それがずっと長期にわたると思うんですか、ずっと今からそうなると思うんです。こういう事件もこの前の茨城の方でもずっと起きていますから、そういうふうなので、不審者の情報も絶えないということになるとやはり、言葉は悪いんですけれども、ボランティア任せとか、PTAとか、できる人がやるんだというふうな対応じゃもう限界、それこそ今でも限界があると思うんです。本当に行政サイドとして町職員の動員なんかも含めて思い切った指導というか。それで、そういうところにお金がないとか予算がないということを言うておるときではないと思うんです。それはやはり海田町とかでどうにもできんかったら県に言っていくとか。それは義務教育のことですから、さらに本当は国が責任を持たないけんことですからね。今の国庫負担なんかもどんどん減らされている中なんですけれども、国に対しても安全対策なんかもしてほしい、そういうこともどんどん言ってほしい、そういうふうと思うんですけれども、町長はそのところはどういうふうに思われますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）昨日から、この問題につきましてはいいろいろ議論をいただいて、たくさんのご意見をいただいておりますが、町といたしましても徹底したそういう現場の声を十分に認識しながら、教育委員会とも相談し、学校とPTA、地域の方にいろんな形でそういう対策的なことを考えながら今後やっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）防犯ベルのことですが、昨日も申し上げましたが、これまでも防犯ベル

を配って全くそのままにしていたわけじゃございません。新入生が入ったときとか、それから、ことしで申しますと6月、夏休みに入る前とか、防犯ベルの点検をするようにと校長会でも確認したところでございます。今回も、こういう事件がありましてすぐ校長を招集して当面の対応について話をしたときも、防犯ベルの再度の確認ということも話の中に出てまいりました。

それから、県への教職員の増員については、これは毎年、県が国に対する要望事項、それから県内の教育長会、町村の教育長会、それが毎年、県・国に対して要望事項を出すわけですが、毎年上がっております。ただ、財政が厳しいので、なかなか要望が受け入れられるという環境にはないのは確かでございますが、毎年粘り強くこの要望はしてまいりたいと思います。

児童クラブのことですが、児童クラブも、これは小学生の保育所版なんです。今回の事件がありまして、全国的にも児童クラブがまた別の面で見直されているんじゃないかというような動きはございます。ですから、具体的に申しますと、児童クラブで預かる時間の延長であるとか、児童クラブの規制緩和といいますか、保育にかけるのを解いて、広く児童を目の届く範囲で保育するというようなことが当たるのであろうと。まだ具体的には出ておりませんが。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）今は通学、下校というので見守っておられますけれども、そうはいっても、実際に子供たちは家に帰ったら今度は塾へ行くとか、そういうのがある程度パターンだと思うんです。学校から家に帰ったら、学校の責任というんですか、そういうのがなかなか、次にどこへ行くかというのは責任はないと思うんですけれども、そうはいっても、子供たちは今度は塾へ行ったりいろんなところへ行く、そういう中でやはりこういう事件というのは起きると思うんです。海田だけでなくて矢野、坂、府中とか、安芸郡で教育委員会とかそういうところが中心、個々に行くのではなくて安芸郡で県へ行くとか、さらには国へそういう要望をするとか、そのときに藤田知事なんかにも強くせんかったら、予算がないというふうな問題で済まされんと思うんです。実際にそういうのが起きておるわけですから、予算がないということになって、1つは予算の使い方なんですけれども、いろいろな予算の使い方なんかも工夫をするというんですか、そういうことをしていかなと、それこそまた悲惨な事件が起こりかねないということも限らんとするんです。この前言われておりました矢野の事件なんかで、変質者が出よったというても、

今回の犯人とはまたそれは、出たのは日本人だったというのもありまして、全然とまったわけではないですから、そういうのも含めて思い切った……。それこそ今、子供たちは信頼関係もなかなかできていないと思うんです。不安というのも含めて。そういうのを解消しようと思ったら、やっぱり子供たちと接する時間をもう少しふやすとか、生徒数も30人学級とかで目の行き届く先生との信頼というか、そういうのをずっと積み重ねるとか、行政としてできること、そういう立場に立ってこういう問題も。それは予算がない、予算がないと言われても、なかなか予算の執行権がないですからあれですけども、そういうことの要望をずっとし続けるというか、本当に子供たちがそういう悲惨な目に遭わない、起こさない。起こしたら、私たちの不備というか、恥というか、そういうことだと思うんです。守ることができなかったという、それだけなんですから、やはりそういうのをもう少し真剣というか、本当に起こさないというのをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（原田）次に参ります。10番、宮坂議員。

○10番（宮坂）10番、宮坂です。本日は3点質問させてもらいます。

まず、総合公園の駐車場の有料化を再検討するべきではということで、海田町の行政改革大綱の実施計画を見ますと、平成18年から総合公園の駐車場を有料化するとあります。平成21年までの4年間で収入が約1,185万円とありますが、その積算内訳をまず聞きます。

次に、料金の徴収方法はどのようにするのでしょうか。

財政状況が苦しいのは私も理解しておりますが、取れるところからはどんどん取ってしまえ的な考え方では、いわゆる憩いの場である公園で駐車料金を取るということには私は簡単には賛成はできないし、納得もできません。大型遊具を備え、海田町内外から小さなお子様を連れてこられる総合公園は、少ない費用で楽しめるからこそ、来場される方も多いと考えられます。ここで料金を取ることによって来場者が減になれば、現在にぎわっているこの総合公園、海田町のにぎわいの場が減ることにもなると考えますが、いかがお考えでしょうか。私はそのことよりも、海田市駅南北の送迎用駐車場を早く有料化にするべきであると考えております。30分ないし1時間までを無料にし、料金徴収は、まち中にある100円パーキングのようなものを導入してもいいし、あそこならシルバー人材センターに委託しても可能であると考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、瀬野川をハゼ釣りの名所に。本年も多く釣り人が瀬野川でハゼ釣りを

楽しませておりました。中店橋からひまわり大橋、堀川公園ぐらいまでが主なポイントになっておりますが、橋上やひまわり大橋の下部のはりコンクリートで多くの方が釣られておりました。ただ、はりコンクリート部分での釣りなのですが、ひまわり大橋の下部は割に広くなっておりますが、それより下流にあるはりコンクリートなんかは幅が大体50センチぐらいになっております。にもかかわらず、その場所で釣っている方も結構見かけました。はりコンクリート部分の幅をもう少し広げてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

同様なことが堀川公園でも言えます。あそこは安全管理上、周囲をネットフェンスで囲っていますが、だから、釣り人は逆にそこを超えてはりコンクリートの上で釣っています。年に何回か子供が川に落ちているとも聞いております。これでは、安全管理上のこととはいえ、本末転倒もいいところであると考えます。予算的に厳しいということであれば、せめてフェンスの高さを低くして、子供がさおやリールで釣れるぐらいの高さにしてはどうでしょうか。

また、堀川公園にはトイレがありません。一応ちびっこ公園ながら公園と銘打っているのだから、トイレと水道くらいは整備してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

この釣り上げたハゼなんですけれども、食するのに安全かどうかという声をたまに聞きます。私は気にすることもなく空揚げや煮つけにしてもらっておいしく食べておりますが、瀬野川で釣れるハゼの安全性を検証してはどうでしょうか。

3つ目、保護者への緊急連絡体制はどうなっているのか。各小・中学校の児童・生徒の保護者への連絡体制は、緊急時を含めてどのようになっていますか。携帯電話のメール機能を利用した連絡体制をとれば、一斉に連絡することができると思います。携帯電話を持っていない保護者もいらっしゃるかもしれませんが、少なくとも携帯電話を持ち、メールの登録をしてもよいと思われる保護者には一番便利で早く、また確実に連絡できる方法ではないかと考えますが、教育委員会の考えを問います。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）宮坂議員ご質問の1点目、2点目につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

総合公園駐車場の有料化についての質問でございますが、1点目の海田町行政改革大綱の実施計画の中での積算内訳につきましては、収入は1日当たりの料金300円掛ける駐車台数6万2,500台で1,875万円とし、支出は人的徴収による人件費650万円、差し引

き1,185万円で積算しております。

料金の徴収方法につきましては現在、人的による徴収方法と機械方式について将来を見据えて比較検討を行っているところでございます。海田総合公園の駐車場有料化は、受益者負担の原則から、有料化は避けて通れない問題と考えております。入場者数は若干減ることも予想されますが、一時的なものではないかと推察しております。

次に、海田市駅南北の送迎用駐車場の有料化についてでございますが、まず、北口はＪＲ西日本の用地であり、町の土地ではございません。南口のロータリーの駐車場は駅利用者の一時利用のために設けたもので、有料化については、今のところ考えておりません。

続きまして、ハゼ釣りの場所を整備したらどうかとの質問でございますが、瀬野川河川敷に釣り場確保のための構造物を設置することは、目的外用途の構造物を河川敷地内に設置することになりますので、河川管理上好ましくないと考えております。

次に、公園の中から釣りができるようにとのことでございますが、ハゼ釣りは海田警察署前の瀬野川左岸の緑地帯など、安全が確保できる場所をお願いしたいと思います。

また、トイレと水飲み場の整備でございますが、堀川公園はちびっこ公園として位置づけており、近くの方々の利用が主であり、また、近くに公共施設もあることから、設置する予定はございません。

なお、食品としてのハゼの安全性に関する調査等につきましては関係機関と協議していきたいと思います。

それでは、３点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく願います。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、３点目の携帯電話へのメールの発信でございますが、現在、保護者等への連絡網につきましては、各学級において自宅の電話を使つての連絡網を使っているところでございます。これにつきましてはかねてより、情報伝達に時間がかかると。留守がちであったりしますので、そういうこと。それから、情報の伝達する過程におきまして、情報が何人かを経過する中でちょっと違った方向に行くこともあるというような報告がありました。このことを受けまして、教育委員会でも校長を交えた中で検討する中で、おっしゃったような携帯メールへの直接メール配信ということを検討いたしまして、来年度、当初予算で計上する予定にしておりましたが、今回の事件後、情

報を配信してほしいというような意見もあったということで、1回目の臨時校長会で校長を招集したときも、前倒しして、金額もそう大した大きな金額ではございませんので、一斉にやるということを決定して、もう現在、事務手続に入っております。早ければ年が明けて、遅くとも2月にはできるように今準備をしております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）総合公園有料化なんですけれども、町長は受益者負担と言われたんですけども、あそこの公園は基本的に、前回、久留島議員の6月議会の答弁のときに、広島市は植物公園、森林公園、動物公園ですか、取っているから、近隣では坂町の公園が取っているという答弁があったんですけれども、広島市のさっき申した3つの公園、あれは基本的に、動物を見るとか、森林で行くとか、目的がそこにあって行くんですけれども、総合公園の場合は基本的にいわゆる和みに行くといいますか、公園で本当に遊びに行くという感じだと思うんです。そこを、僕は300円も取るとはまた考えてもいなかったんですけれども、まずこれは高過ぎるんじゃないかと思うし、では、取るに当たって、今、人件費650万と言われたと思うんですけれども、恐らくシルバーかどこかに委託かなというふうに考えるんですけれども、あそこは第1駐車場、第2駐車場がございますよね。そこで常に2人ぐらい配置しておくのか。それと、今から夏になっていったら、何時から配置するのかわかりませんけれども、1カ所1人では到底配置も難しいと思うんです。交代要員は要ると思いますし、等々懸念されるんですけれども、その辺の検討も当然されていると思うんですけれども、まずその辺の答えを聞きたいというのと、取るのであったら、今の野球場がありますね。野球場のところも、一応野球をする方はあそこに車をとめていらっしゃるんです。あそこの管理もどういうふうになっているかということも大きな問題かなと僕は個人的に思っておりますので、まず、徴収方法というか、今の人件費関係と、野球場のところのを先にお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この総合公園の問題は、私も何回か日曜なんかにいろんな催し物に行ったりするんですが、おっしゃることはよくわかるんですが、1人で1台乗ってこられるんです、皆さんが。そうしますと、とにかく多いときには、道路がいっぱいになってもまだ入れんぐらいたくさんの車が来ておるような実情なんです。そういうことを考えまして近隣の、先ほど申しましたような、先般久留島議員に話したように、坂の海浜公園の問題とか植物園とか動物園とかいろいろありますが、その地区でもいろいろ研究した

り、自動的に、今、コインで入ったら金が幾らというのがあります。これも今、研究しております。先般も坂の町長さんに聞いたら、横浜の方に何か簡単なそういう料金システムができることをやっておるということを聞きまして、とにかく1人で1台でなしに、家族4人で来られても、例えば200円ぐらいにしても1人50円ぐらいじゃないかということも含めまして、1日遊んでもらって楽しんでもらって50円か100円ぐらいの負担はお願いできるんじゃないかということから、お願いすることにしております。そういうことから、今現在たちまち、これはかなり高度な駐輪機を使えば1台が1,500万ぐらいかかるんです。そういうことも含めて、当面は人的にひとつシルバーでもお願いしてその料金の徴収をやってみたい。時間的な問題があるんですが、例えばワッペンとかシールとかを張らせてもらって料金を徴収するというのも1つの案じゃないかというふうに考えています。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）では、私は、乗り合いをやってきてくださいというPRを先に町民あるいは利用者に知らしめて、どうしても今の財政では厳しいので、まず来られている方に「できれば乗り合いで来てもらうような努力をしてもらえませんか。でないと、我が町もさすがに金が苦しいので、どうしても料金を取らざるを得ない状況です」というのをまず周知して、そこから取るという方向に行った方が、そうすれば、乗り合いの方がふえれば、今言われることも減ってくると思うんです、駐車場。それでも、多いときにはすごくたくさんの方が来られると思うので、路上駐車等の対策も考えていかないとけないと思うし、場合によっては路上にしかとめられない状況も出てくると思うんです。そのときのお金もどうするのかというのが出てくるし、だから、くどいんですけれども、先に乗り合いでまず来てもらうということを徹底して言った方がいいと僕は思います。それが1点なんですけれども、これはどうしてもお金を取るという方針だとは思いうんですけれども、私は思うんですけれども、山岡町政のカラーを出すときに、公園の利用ぐらいは何とかうちが面倒を見てやる、そのぐらいの太っ腹を見せる方が、海田町はいい公園をつくってもらって、しかも遊ばせてもらえるわという、そういうカラーを出した方がいいんじゃないかと思うんです。それが今回の循環バスにも関係してくると思うんです。私は、町長がこういった方針でやるんだから、それでいいと思う。だから、この分の公園に関しても、これはもう一回再検討していただきたいのが、この公園は海田町は無料で、当然テニスコートとか、有料の場所もあるので、来て遊具で遊ぶぐらいはど

うぞ遊びに来てくださいと。町内、町外の方はどうぞ来てくださいという、そういう面を見せてほしいんです。ぜひともこれについては、もし答弁をいただければいいんですけれども、まずその再検討をしていただきたい、それはもうこれでいいです。それじゃ、再検討のまず答えをしてください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題も、確かに今どこの施設につきましても、受益者負担の考え方をこの行革の中の1つの方法としていろいろ協議いたしました。その中で、駐車場もあれだけ立派な公園ができておるなということを含めて、バスもワンコインということもありまして、できたらひとつ料金をいただいて。坂とかいろんなところを調査してみたんですが、坂なんかは夏だけ400円、あとは全然無料というふうなところもございますので、そこらの点についても、料金設定とか、今の人件費の問題を含めて協議の最中でございますので、またいい方向で解決できるように努力していきたいと思います。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）それから、駅の南口、北はJRと言われたんですけども、これは一時利用で金を取っていないというのは当然わかるんですけども、相変わらずの長時間の利用が多いんですよ。これはどちらかという、お金を得るというよりも、長時間使っちゃいけませんよという、言葉は悪いんですけども、見せしめのためにやったらどうかと思うんです。ここだったら、シルバーも自転車の方を委託しておりますし、コインパーキング的なものが幾らぐらいか、私も勉強不足で、設置にどのぐらいかかるかわからないんですけども、例えばさっき申したように、30分ないし1時間もあれば料金がかからずに、1時間以上たったら加算するという方式なんかもできるんじゃないかと思うんです。私も最近あそこに人を送り迎えすることが多いので、特に見るんですけども、町長もご存じだと思うんですけども、やっぱり長時間利用が多い。これを踏まえて、これは改めて検討すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）駅南口の駐車場の件ですけども、一度15年に整備をいたしまして、いわゆる駐禁等のものはなくなったという中で、一時利用として今、無料化をしております。それで、16年度におきまして、町といたしましてもこの半年間、調査をいたしました。その中で確かに、スペースが5台あるんですが、1台、2台等につきましても長時間のそういう利用があるということを把握しております。これにつきましてはシルバ

一の方をお願いして、そういうことができないようにというか、注意してくださいという中での運用を行っております。現在、17年度においてもそういう状況の中で確かにそういう台数、1台か2台等はそういうものがあると思うんですけれども、全般的な利用としては適正に利用されているという状況だと認識しております。その中で、有料化ということにつきましては少し難しいのではないかと考えております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）だから、30分ないし1時間もあれば無料にしてやったらどうかというふうな趣旨だったんですけれども。

ハゼ釣りに参ります。先ほど答弁で、広げるのは河川の管理上好ましくないということで、できないという答弁じゃなかったと思うんです。私はそうだったんです。揚げ足取りかもしれませんが。この瀬野川が海田町以外でも結構ハゼ釣りができる川として有名なんですよね。太田川なんか結構これは有名なんですが、瀬野川も、知る人ぞ知る、ハゼが釣れる公園だということで、私は堀川公園を含めて、さっきの海田警察の前の土手をいわゆるハゼ釣り公園的なニュアンスでとってもらってやったらどうかと思うんです。

フェンスに関しては低くする気はないという答弁だったと思うんですけれども、どうしてもあそこ、私の言い方が悪かったんですが、フェンスを超えるんじゃないくて、2号線のバイパスの下の方をずっと歩いてこられるんです。フェンスを超えなくても、土手のところから歩いてずっとあっちに向かって来られるんです。ですから、子供はどうしてもそういったところに行って釣ってしまうので、何人かは川に落っこちているという実情があります。ですから、フェンスを低くして、そこからリールなんかで釣れるようにしてあげれば、どうですか、1メートルぐらいの高さにすれば危険防止にも当然なると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）瀬野川のハゼ釣りの件なんですけれども、今言った河川構造物等につきましては、はっきり言えば県の管理なんですけれども、ことしの台風14号においても海田の警察署前で堤防高が40センチ近くまで増水した経緯もあります。その中で新たに構造物をつくるということは、これははっきり言って、できないと考えております。

それで、今のフェンス等につきまして、もう少し低くしてはどうかということなんですけれども、はっきり、公園においてそういう魚釣り等のリールをやったりするのは逆

にあの狭い中で危険なものが出てきます。逆に、そこの公園においてはそういうものはしていただきたくないという町の方針で、いわゆる安全な、海田警察署前の緑道等を利用してやっていただきたい。それに対する看板等は設置していきたいと思います。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）それから、トイレの整備なんですけれども、公共施設が近くにあると言われんですけれども、具体的にはどのことを指していらっしゃるんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（金子）近くに、ご承知のように海田警察、それから、町の施設でありますプラザもございますし、一番近いのは明神公園にトイレがございますので、こちらを利用していただけたらと思っています。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）ハゼの安全性について一応やってみるという答弁だったので、ぜひともこれはやっていただきたい。逆に、もし食べちゃいけないようなものが出てしまったら私も悲しいんですけれども、それは多分ないと思いますので、ぜひとも食の安全性についてもやって、僕はこのハゼを逆に利用して、また提言になるかもしれんけれども、ハゼのつくだ煮とかができたら海田の名物になるんじゃないかと思うので、ぜひともやってほしいんです。

連絡体制については早急にやっていただけるということなので、これは非常にうれしい答弁が来ました。懸念されるのは、これに登録できない家庭、したくないという家庭が何軒か出てくると思うんです。そういった面で、どうしてもその人には、やりたくないと言っても、説得して登録してもらうのが一番だと思うんですけれども、どうしても嫌じゃという家庭に対しての連絡は従来どおりの電話連絡でいくしかないのか、まずその点を。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）事務はもう入って進めていますので、さっき申し上げたとおりですが、この過程でまだ整理しなければならない事項は1つや2つじゃございません。今言われたような、携帯電話を持たない方もあるでしょうし、これは保護者の承諾を得てという条件がつきます。承諾しない方も多分出ると思います。ですから、その補完をどうするのかということとか、まだあとセキュリティーの問題、本町の場合は6校がすべてサーバーを持っておりますから、結構安い金額でできたということで、中途からでも出発で

きた経緯はございます。それから、不審者情報も、ことしはこれまでにもう111件の件数が入っていると。ですから、この情報も、来たものはすべて流すのかどうかというのも、範囲を絞る必要はあるだろうと思います。それから、各校で一斉に流す、現在のところは、教育委員会から一斉に流せる情報としては、緊急非常時の子供たちの安全にかかわる防災の、台風時のものであるとか、今の不審者情報であるとかは一斉に流そうということで事務は進めております。その後、学校でこれを保管して、流せる情報の範囲というのも今からある程度町内同じようなレベルで情報を絞り込む必要があるだろうと。何もかも全部流すというようなものじゃございません。それから、流す対象の範囲も、このサーバーで保護者だけに限るのか、あるいは、不審者情報ですから、町内の保育所であるとか幼稚園であるとかへも責任者のところへ流すとかということも検討課題の中にはございます。これは今から早急に各関係者を集めて協力を依頼し、またいろんな知恵をいただきながら実施に踏み切る予定でございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）まだいろいろと検討しなきゃいけない点が多々あると思うんですけれども、今、最後の方に言われた、情報を提供する相手ですね。保護者だけでなくと言われたんですけれども、例えば昨日、多田議員が質問されたときに、時間がいつもより早く帰ってきたりして、どうしたのかなと思ったという、地域で子供を見守ってくださる人、そういった方も登録させてくれと言ったら、登録してもいいんじゃないかと思うし、特にまた不審者情報となったら、これは登録したい人間すべてに出すわけにいかないんですけれども、例えば私ども議員には、こういった分があるんじゃないかというふうな情報も、できればいただけた方が私らも活動しやすいので、その辺も検討していただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）情報を流す対象者の範囲、これは今既に事務へ入っておりますので、ある程度具体的に出てくると思います。ただ、気をつけなければいけないのは、そこからそういう情報が逆に利用されはしないかというセキュリティーの問題も加えて今、事務の検討中でございます。今言われたことはご提言として受けとめます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（金子）野球場での徴収方法なんですが、先ほど町長が答弁の中で申しました、人的にやる場合には、第1・第2駐車場がございますけれども、基本的には第2

駐車場の入り口の方へ、今のところ、人力で配置する場合についての検討はそこの中で
やっておりますので、それを兼用させるということで計画をしております。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）この2日だったか、土曜日の昼間、私は総合公園に上ったんです。ちょ
うど天気もよくて、野球場もプレーされていて、縦列駐車で野球場のところに物すごい
車がとまってあったんです。これはどうするのかなとなったので、今は利用者はあそこ
にとめられるし、とめれば何とかなるじゃろうということでとめていると思うんです。
それを今度は第2駐車場の方に絶対置けというふうに強制的になった場合、当然苦情と
かが出てくると思うし、車が置けるんだから、別に置いてもいいと僕は思うんです、野
球場のところに。だから、その辺も、取るんだったら野球場のところにも置いて、そこ
で加算というか、お金を取るように考えなきゃいけないと思うんですけれども、いかが
でしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（金子）野球場のところの駐車場につきましては、プロムナードを整備し
まして、町道のところから野球場の北側を通りまして歩行者が歩けるようにしておりま
すので。それと、野球場の使用につきましては、団体で使用する方なものですから、
その方に事前に、置く場合にはここに置いてくれという注意をしまして、置いていただ
くようにしたいと思っております。料金につきましては当然いただきます。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は10時45分とします。

~~~~~○~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。13
番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず、理事についてお尋ねいたします。今回で3回目
になりますが、過去の質問の中で、職の設置に関する規則の解釈で、課長答弁は、本庁
及び出先機関での職を定めたもので、地方自治法に従った規定で、本規則はすべて一般
職を対象としたものであると答弁をいただいております。ところが、1回目の質問では、
この職の設置に関する規則に基づいて理事職を採用したとの説明であります。この理事

は助役職を務めているわけですが、この答弁の差異、食い違いについて説明を求めるものであります。

次に、町長の説明の中で、早い時期に助役職を定めたいとの答弁、または議会での説明がありますが、既に7カ月が過ぎております。いつまでこの不可解な状態を続けるのかを尋ねるものであります。

また、助役職は本来、議会の議決事項であります。それもなしに不可解な状態が続いております。この不可解な状態をいつまで続けるのか、これを聞いてみたいと思います。

次に、学校の建てかえについてということで、西小学校の屋根の修繕、これも補正予算に出ておりますが、この屋根はまだ雨が漏るという状態ではございませんが、かなりさびております。ところが、東小学校の体育館の場合は既に雨漏りがするという状態にあるわけですが、これを後回しにして、まだ幾らか、半年、1年もてるものを先にやっておるというような、これも不可解な状態が起きております。また、こういう施設は緊急事態、そういう災害時の避難場所にもなっておるわけですが、耐震強度も十分あるとは言えません。そこで、東小学校、あるいは海田中学校、海田小学校の体育館等についての改築、建てかえの年次計画を問うものであります。

次に、下水道料金の値上げについてであります。さきの全員協議会でも言いましたが、執行部の方では3年に1度ぐらい13%ぐらいずつ上げたい、当面、新年度よりも13.2%ぐらいの料金の値上げを行いたいということですが、3年ごとに13%を2度上げると、計算はわかりませんが、28%あるいは29%というような料金になろうかと思います。そこで、今回の値上げ幅は金額にしますと約350円、1日10円ですが、これを思い切って25%ぐらいの値上げにすることによって、3年ごとの値上げが8年あるいは9年間もてるのではなかろうか、そのことが逆に町民サービスになるのではなかろうかと考えますが、これについて町長の所見を問うものであります。以上でございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員質問の1点目、3点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

まず、理事についての質問でございますが、理事職につきましては、これまでお答えしたとおり、採用は地方自治法第172条及び地方公務員法第17条に基づいて一般職として

任用を行っております。また、職名につきましては、一般職の職名を定めた海田町職員の職の設置に関する規則に基づいて理事職を設けたものでございます。

次に、担任させる事務の範囲につきましては、助役が不在となることから、事務処理決裁規程を改め、助役が就任するまで、理事にその権限を付与したものでございます。

2点目の、助役の選任につきましては、9月議会でも答弁いたしましたでしたが、私としては、できるだけ早い時期に助役の選任を行いたいと考えております。

続きまして、下水道料金の値上げについての質問でございますが、水道料金については企業努力によって当面料金値上げをしないとこれまで説明しておりますが、下水道料金の値上げにつきましては公約はいたしておりません。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）通告されたのと内容が変わっておりますが、通告されていたのは校舎のことについてでございましたが、校舎の順番は、優先順位といたしましては、海田中学校の北・中校舎、海田小学校本館、南校舎、海田東小学校の本館などの順になっております。それから、体育館につきましては東小学校が順位は高いところにあります。それから、整備計画については、昨日も申し上げましたとおり、現在、15年度につくったものがありますけれども、おっしゃられるとおり、もう一度優先順位等も検討を加えてしっかりしたものになりたいと思います。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）再質問ですが、理事の件ですが、町長答弁の中で、助役職を置くということは議会の議決案件じゃないのかということについての答弁が漏れておるような気がするんですが、これについての考えはどうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）もちろん議決案件と私は思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）その議決案件を無視して理事職という名のもとに助役決裁をやっておられるというのは、先ほど来言うておる、不可解な状態だ、こういうふうな言葉を使わせてもらっておるんですが、おかしいんじゃないかということです。

その辺と、今もありましたが、早い時期にということなんですね。非常に、早い時期

という言葉はわかるんですが、どの程度が早いのか。既に過去においても、助役を早い時期に置きたい、置きたいと言いながら、7カ月過ぎておるわけですね。5月からですから。その早い時期というのはおおむねどこらを目安に言われておるのか。2点ほどお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）助役と何が違うのかということなんですが、任用方法、給料面、諸手当、勤務時間等の勤務条件が助役と異なっております。助役の手当項目につきましては、給料、通勤手当、期末手当のみでございますし、勤務時間、条例、地方公務員法の適用のある一般職を対象として、特別職の規定はなしとしております。

早い時期と申しますのは、私の町長の執行権の範囲内で私が判断をして早い時期にさせていただきます、こういうように思っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何回言うてもはっきりした答弁は返らんのですが、そういうことで、わけのわからんような、早い時期と。要するに、先ほど来も言うておりますように、議会の議決案件を町長独断で職の設置だけでやられる。私もこの辺が議会軽視にもつながっておる、このようにも思うわけです。やっぱりここは明快な形で、正当というか、順当な形でやられるべきじゃろうと思うんです。再度その辺についての考えをお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）いかに説明をさせていただきますしても、はっきりして、今の理事職は助役ではございません。町長が処理する事務処理権限において助役的な仕事を一般職の理事でさせていただいておる、そういうようなことでありますし、また、早い時期というのは、各市町村、全国どこにもあるわけですが、助役のいないところ、また収入役のいないところもいろいろありますが、私の判断によってそれをまた上程させていただいて選任の同意をいただくというように考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何度言うても同じことだろうと思うが、今言われる、一般職だから問題がありますよと言うておるんですからね。これは後日またチャンスがあったらやります。そういうことで、その辺の一考をここでお願ひしておきます。

学校の建てかえ年次計画、若干ニュアンスが違うということでありましたが、結論は、今、大体の順序として、海田中学校北校舎、中校舎、あるいは海田小学校の本館、そし

て3番目には東小学校の本館、こういうような順序をいただいたわけですね。体育館については、東小学校は非常に高いというか、早くやる順位の高いところにある、こういう説明なんですね。その中で、昨日来も一般質問の中で、予算的に大変なんだというような答弁もいろんな質問の中でいただいておりますが、そこで、厳格な数字は大変だろうと思いますが、例えば19年度にやります、20年度にやります、そういうのは大変だろうと思いますが、おおむね20年ごろにはここをやりたいな、25年ごろにはここをやりたいなと、そういう少なくとも希望目標といいますか、変な言い方ですけども、これらの1つの目安、こういうところを尋ねてみたいと思いますが、どうですか、教育長。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）正直申し上げまして、15年につくったときは16年度から直ちに、工事というのは大きいものは設計して工事ということになるわけですから、一応年度別に教育委員会の希望として割り振っておりましたが、だんだん財政環境が悪化しまして、それを順々に毎年繰り延べている、後へ後へ来ているというところがございます。体育館につきましては、議員がおっしゃるとおり、防災計画の中で避難場所にも充てられていますので、いつでもスタートできるように、耐力診断とか耐力度テストとか震災の診断等もう済ませておりますので、財政出動が可能になればいつでもスタートできる状態で教育委員会の方は準備しております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）先ほど来言うておりますように、ご存じだろうと思いますが、東小本館についてはコンクリートといいますか、そういうものの剥離なんかが現実起きておるわけですね。それで、今先ほども言いましたように、おおむねの危険度とか、そういう耐力度がないということが十分認識されておるわけですね。ですから、今言われる予算のこともわかるんですが、おおむねのそれが明かせないのかと、こういうことなんです。だから、それが外れたからとやかく言おうというようなことを言うておるんじゃないしに、ある程度1つの目標を立てて、ただのんびんだらりと、先ほどの町長の答弁じゃないけれども、早い時期、早い時期で、私に言わせれば町長は、これは別の話で申しわけないんですけども、1週間も早い時期、1カ月も早い時期、6カ月も早い時期、1年も早い時期、3年よりも1年の方が早い、1年よりも1カ月の方が早い、こういうようなことで、どこで何を基準にされて早い時期じゃと言われるのか、ようわからんのですが、例えば教育長が20年だと言うたからと、それを問い詰めようとは思わんのですが、ある

程度そういう計画が要るんじゃないかと。おおむねこれぐらいにはいきたいんだという、その希望ぐらいは聞かせてもらいたい。ただ耐力がないんだ何だと。それじゃ、そういう大災害のときに避難場所として多くの町民がそこへ避難した。過去の事例でも、震度4とか震度5弱というような余震が何回も来ておるんですね、よその最近の事例で。本町においてそういうことがあるかどうかは別として、そういうやっぱり危険度、いわゆる人命云々を考えたときに、ただ金がないからということで、早い時期だと。順位度は高いですよ。それだけでは逃げられないんじゃないかと私は思うんですが、そこらを含めてひとつ希望ぐらいは聞かせてもらいたいなと思うんです。しつこいかもわからんけれども。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）希望としては、耐力度も済んでおりますから、体育館についてだけで申し上げますと、1番が東小の体育館、2番が西小学校、3番が南小学校、この順番でございます。これは大規模改造でございますから、小さい補修じゃございません。ですから、希望としてはもうそれは18年からでも順番に消化していただきたいというのが我々の希望でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）水道料金になるわけですが、全協で見ましたが、3年ごとぐらいの見直しで料金値上げをしたいんだと、こういうようなことなんですね。だから、先ほども言いましたけれども、例えば3年ごとに13%ずつ値上げする方が町民サービスなのか。ここで例えば1,000万円の借金があって、ここで25%値上げしておくことによってその借金が減っていくということで、3年目に値上げをしなくて済む、6年目に値上げをしなくていい。ここで25%仮に上げたと仮定すると、そうすると8年、9年目まで値上げしなくて済む。かえってその方が町民サービスじゃなかろうかと、その方を考えるんですが、1日10円ほどの負担をお願いするわけですが、思い切って20円ぐらいの負担をお願いしたら、10年間値上げしなくて済むかもわからん。どっちが町民サービスになるのかということです。私はその方が逆にいいのではないかと。いつかとも言いましたように、1%値上げをしても町民から反発は出るであろうと。2%値上げをしても、30%値上げしても反発は出るだろうと。ですから、そのいわゆる受益者負担の原則といいますか、下水道としてはどうしても独立企業、公営企業としてやっていきたい、早く独立採算制でいけるような、独立企業としてやっていけるような形に持っていくべきであろう、この

ように思うわけです。ですから、それがためにも、いつまでもいつまでも一般会計におんぶしておるようなことではだめなのではないか。そこらを含めて、これは後の議案にもなるわけですが、私の考えとしてそういうふうと思うんですが、いかがなものか。

○議長（原田）上下水道部長。

○上下水道部長（木原正博）料金値上げの率あるいは金額なんですけれども、全員協議会の方で我々の考え方を申し上げましたけれども、原則、はっきり申し上げまして、議員がおっしゃるとおりです。すべての経費を使用料で賄う、これは大原則です。ただ、この時期にそれをすべて賄うという金額を提示したとしても、これは到底町民の方々には受け入れられないであろうという金額になってまいります。そうしてくると、値上げの幅がどれぐらいあればいいのかという議論になってきますけれども、この料金設定についてはあくまでも付近の市町を参考にしながら、最低これぐらいの料金であれば町民の方々に理解が得られるのではないであろうかという料金を設定させていただきました。水道料金あるいは下水道料金につきましては当然独立採算ということですので、常に2年から3年ごとに財政計画等々を立てまして、その都度料金の設定を考えていくというのを原則にしておりますので、これから先もそういう考え方で進みたいと思っています。

○議長（原田）次に参ります。5番、渡辺議員。

○5番（渡辺）5番、渡辺善隆です。高齢社会への対応について質問をさせていただきます。予防サービスの創設を柱にした改正介護保険法が本年6月に成立しました。予防サービスでは、要支援、要介護状態になるのを未然に防ぎ、高齢者の自立した生活の継続を後押しする地域支援事業と、軽度の要介護者を対象に重度化を防ぐための新予防給付の2段階が提供されることになりました。この介護予防サービスが効果を上げれば、高齢者の健康寿命が延び、さらに保険料の上昇を抑制することが期待できます。地方自治体は予防プランの作成を行い、地域支援事業を実施しなければなりません。介護予防サービスのよしあしはそのまま自治体の力量が問われることになります。本町の介護予防サービスに向けた取り組みと展望についてお聞かせください。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問に対して答弁をさせていただきます。介護保険制度の改正に伴う予防重視型システムへの転換による地域支援事業等を含めての介護予防サービスについてのお尋ねでございますが、この地域支援事業は65歳以上の高齢者の約5%程度の方が対象となるものであります。対象者といたしましては、要介護認定で自立と判定

された方、健康診査等により日常生活での問題点の聞き取りを行いながら、介護予防が必要とされる方を選定し、介護予防サービスを提供するものとなります。また、福祉センターに、国の交付金を活用し、3階の健康増進コーナーの一部を改修し、筋力トレーニング機器等の導入を行い、運動機能の向上、栄養改善等のメニューによる予防教室を実施する予定でございます。さらに、軽度の要介護者を対象とした重度化を防ぐための新予防給付のサービスの提供については現在の介護保険サービス事業所が行うことになる予定でございます。今後とも、元気で活力ある高齢者づくりを目指し、事業を推進してまいりたいと思います。

○議長（原田） 渡辺議員。

○5番（渡辺） 再質問をさせていただきます。昨年の6月議会で筋力トレーニングの導入を提案させていただきまして、そのときには検討するとの答弁をいただきましたが、今回は福祉センターに創設されるとの答弁をいただいております。先ほども答弁にありましたように、今回の予防サービスの地域支援事業の中には転倒予防教室とか、それから認知症予防、また閉じこもり予防事業などがございます。そしてまた新予防給付の中には、先ほど創設するように答弁がありました筋力トレーニング、栄養改善指導、口腔ケア、この3つが柱になっておりますけれども、今、答弁がありました筋力トレーニング以外の予防プランといいますか、これについてはどのようにまた今の認知症予防、こういったものについてどのように取り組まれるか、お考えをお願いいたします。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村） 高齢社会の対応についての再質問にご答弁申し上げます。トレーニング機器の導入につきましては、渡辺議員が言われましたように、検討するという状況の中で、国の方の介護予防拠点の交付金を活用することができまして、今回、町長が答弁申し上げますように、また補正予算でその対応を準備しておるわけでございますが、いずれにしても、今の地域支援事業の中の5%、具体的には約200名前後の方が対象という形のものになってくるわけでございますが、そうした中、その方たちを一遍にというのなかなか難しゅうございますので、年間40人から50人の方を対象とした介護予防教室、地域支援事業の中での教室を計画的にやるように今検討しております。そういうことで、徐々にではございますが、そうした介護認定を受けられる方の減少であるとか、質問の中にもございましたように、サービス給付費を抑制することによって保険料の上昇を抑えるとかというようなことにつながるというふうなことで、大いに期待して

実施することで検討しております。また、新予防給付につきましては、これは実質的には町内に4カ所ございます支援サービス事業所の方で、ご存じだと思いますけれども、新予防給付の対象となる方は、現在の認定で申しますと要支援の方、介護度1の中の方を要支援2とした形で新たに加えた形の中で、筋力トレーニング等によってそうしたことが改善の見込みができるという方を抽出する中でのケアプランを、これは現在検討しておりますのは地域包括支援センターの方でそうしたケアプランの作成をいただきながら事業所の方でそうした実施をしてみたいというふうに考えております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○5番（渡辺） 再々質問をさせていただきます。この創設が来年度からということで創設することになっておりますので、予算やスタッフの確保など、準備期間が非常に短い中で多くの課題を抱えて新しく出発されるわけなんです、その中で大変なご苦労があると思います。ただ、この予防サービスの質を高める最大のポイントというのは人材の確保と人材の養成にあるとも言われておりますが、この点について現在もちろん進めておられると思うんですが、その辺はどんなでしょうか。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村） 現在、4月1日からの施行に向けて準備等をやっておるわけですが、ご指摘のとおり、人材の確保とか養成等につきましても、県の方が養成のための研修会等をいろいろ準備してくれておりますので、そうした研修会等に参加しながら、人材の確保であるとか養成に努めてまいりたいと思っております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○5番（渡辺） 最後に質問いたします。介護保険は3年ごとの見直しになっておりまして、来年度がその時期に当たります。この改正介護保険料について広島市の方は概要を発表されておりますけれども、海田町におきましてはいつ町民の皆様にお示しされるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村） ご指摘のとおり、来年度から介護保険料が見直しを、現在行っておるわけですが、詳細につきましては後日ということで、具体的にはあれなんです、なるべく早い時期にというふうなことで考えております。何しろいろいろと3年間をトータルとした形で介護保険料を決定することになりますので、やはりいろいろと介護保険料の上昇とするような要素も多分にありますので、そこらあたりの

要素をいろいろ勘案しながら、また、近隣等の調整等も当然必要になってくると思いますので、具体的に何月というのはまだ明言を避けさせていただきたいと思います。

○議長（原田）次に参ります。8番、斎木議員。

○8番（斎木）8番、斎木貞暁です。質問の第1は、行政改革について。非常に範囲が広いが、行政改革については、18番とかいろいろあると思いますが、まずお願いしたいことは、非常に全国を挙げて行政改革に市も県も町村も取り組んでいると思うんですが、私の調査は不十分かも知れませんが、どうも海田町はおくれているような感じがするんです。その中で私は農業委員会の、2年後ですか、廃止とか、それから、行政改革課長や財政課長あたりにもいろいろ、わずかな時間ですが、お尋ねした中で、質問事項にも書いておるわけですが、44名、5年間に定年退職があると。それで、21名はまた採用したいと。だれか職員でも志木市へ見学に行かれたと言うけれども、半数ぐらいにしようと思ったら、定年退職が20年かかるということも我々建設委員会が行って聞いておるんです。それで、私は新卒の大学とか高校卒を二、三名補充されるというのはわかるんだが、やはりこれはそれにとどめて自然増で対応していきなさいいけないし、極端なことを言うと、半分ぐらいでも行政ができるんじゃないかということは、私は農協の銅像の記念碑の中へ有名なケネディの言葉を刻んでおるんです。町民とか農協の組合員が自分でできることは自分でしようと。できないことは専従の職員とか農協職員にやろうじゃないかと。こういう有名な言葉があるんです。町民が、やはり自分たちのまちだから、自分たちの海田町だからというようなことで対応していただかなければ、あれもできん、これもできんということになるんじゃないかと私は思うんです。例えば質問事項に書いてあります補助金の削減についても、マスコミに三次の例があるんです。先般も質問したと思うが、やはりこれは代表か何か委員会をつくって、いろいろ町民の意見、主権者の意見を聞かれて、削減要綱で三次は半額になったとマスコミに載っておったけれども、1割カットだということになしに、皆さんの意見を聞かれて、議会は委員会付託するとか、あるいは町民の意見はこうだとかということで、職員らの意向を聞かれて、そういう方法で削減方法を検討していただけんもんだろうかということを2回目の質問を町長さんにさせていただきたいと思います。

次に、私はこういう時期に、県は2,700人多いと。議員さんの質問がありましたように、全部地方へ行っておって、じゃ、県の職員だけでええんか、その手当はくれるんか、その助成金をというような質問もありました、わかりやすく言えば。そういう点もどのよ

うにお考えになっておるのかということと今2つ目のことを質問したいと思います。

それから、巡回バスで、大きな名前は私と前田さんが載って、あとはこまい名前で書いて、電信柱に宣伝を書いたらガンガン鳴らされましたが、予算が否決したら、補正予算もあります、自治会長とか関係団体長を集められて、そして予算を説明されれば、私はあれがわからんなりに、ぽんと、議事録も読まずに、傍聴はきのうのは多かったですが、やはり傍聴していただいて各地区を回られるか、やっぱり予算説明していただければ誤解がないようになんじゃないかと思うんです。これは前田さんを初め、タクシーで私も五島列島へ行ってあそこの議員さんに、町長さんにも送ったかと思うんですが、200円で4社ぐらいでタクシーでやっておるんです。だから、あらゆる調査を、前田さんあたりもそれを主張されて、反対じゃないんですよ。それを調査せいと言うて、否決になったんですが、そこらがやっぱり町長さんが親切丁寧に早目に議会に予算を説明しておきや、ああいうふうになんて名前まで書いて電信柱に……。これは我々の責任もありますよ。議員の説明を各地区に。やっぱり町長さんあたりが、投書が出るとか。この間も投書が来て、私だけじゃなかったが、字体がわかっておるんです。そういうふうなことはやはり町長さんを初め町職員、町民や我々の責任もあるんじやが、これほど町政を害することはないんです。過去に出るんです。その点は町長さんみずから町民教育とか道徳その他をご指導いただけないものだろうかと、こういうふうに考えております。

それと、次にご質問したいんですが、趣旨を申しますと、広島ガスの跡地に広島テクノという公害の工場が建つんです。私は不勉強ですから、議員から「斎木さん、これは海田町の海浜公園の大きな計画があるよ」と言うんです。それで、私は何回となく本会議で、あるいは議員の皆さんに説明しよるんです。海田町には港一つないんです。海田湾がありながら。私は、これは日本で有名な先生ですが、いろいろな2つ絵をかいてもらって、後から値段を聞いたら、これは10万円取られたんです。額へ入れましたが、皆さんへ記念に、町長さんに上げようかと思うんじやが。海田湾に、港ですよ。これは江田島の方からフェリーで高速もある、レジャーボートもある。こういう夢をやっぱり描いてもらってやっていただければ。本当に夢ですね。海田町には港がないんです。後からたまげてね、私も。あれはかきかえたんです、上のこういう。20万くれと言うけれども、日本で有名な人ですから、私は額へ入れました。そういうことで、何とか海田町の海田湾を、先ほど申しましたように、加藤町長さんのを我々議員にもろうた中であそこ

を海浜公園というのが堂々と書類に載っておるんです。そういうことで、カキ殻の集積地になって、そのかわりでも、港は県の管轄で県が皆やりよるわけですが、よそのはレジャーボートとか皆ようなりよるんですよ、県がやって。海田町だけが取り残されておる。その点は、町長さんだけでなしに議会を挙げて、町民を挙げて海田町の将来。私はいつも言うんです。最低6年間は合併しちゃいけんし、私は永久に、これだけ立地もええ、行政は狭いの。いつも私は佐中さんの言葉を引用するんですが、やりようによったら日本一のまちができるんです。一つも合併せんでもいいんです。しかし、今のようなことで合併せざるを得んように追い込まれると思います。広島市に行ったって、ええことはないんです。日本一輝く海田町にしていきたい。これには職員の方や議員の方、町民や各種団体長の協力が要ると私は思うんです。その点は私は町長さんに時々言うんよ、あんたに選挙で勝つ者はおらんのじゃけん、頑張ってくれよと公開の席で私は言うんです。そういう点を町長さん、よく夢を見ていただいて、われわれをご指導いただきたいということです。町民を指導してください。そういう点をあわせて、だから、あそこをガス会社から分けてもらおうじゃないかと。金を払って、何とかそれをやっていく。それで、売れるんだから反対はできませんがね。反対はできんが、何か代償を町を挙げてお願いして確保して、前加藤町長さんや議員らが了承されたこの夢を、海浜公園をやっぱりやっていただきたい、こういうのが町長さんに対する質問やらお願いになるわけです。

次に、順序不同ですが、今、前田議員さんが質問された助役問題について触れておきたいと思います。やはり今は企業感覚を持った助役さんでなきゃだめなんです。職員上がりではだめだと。しかし、それは極端な言い方かも知らんが、職員の方でもいいんですが、今、助役さんは必要ないんじゃないかと。たくさん部長やらがおっているんだから。同時に採用されるんならいいですよと私は言うんです。今、町長さん、よく見てください。この間、岡山の市長も、会議所の副会頭がチボリを再建しておるんです。日本で有名で、見学者が物すごい、私は青森へ行きましたが、青森市長もどんどん行政の見学をやる。これも会議所の副会頭で経済界と一緒にやりよる。これは新聞だけですが、長野の市長さんも会議所の副会頭さんとやる。今からは企業感覚でないとだめなんです。私は11月の会報へ「藤田知事さん、おめでとう」といろいろ嫌みを書いておりますが、やっぱり4選するからああいうことが起きてしまうんです。3選でええ。だから、その点はよく心得ていただきまして、助役も私は反対じゃないんですが、採用されるときは

企業感覚を持った、それをあなた方は導入せんとだめなんです。これは会議所でも言えるんです。いつも言うておるんです。そういうことで、今、前田さんのご答弁を町長さんはおっしゃったんですが、つっけんどんのように、やっぱり町長じゃけん、下手に出て、下になってご説明をしていただければいいんじゃないかと思うんです。つっけんどんじゃった。あれはもっとあんたが優しく。町民に物すごい優しいんじゃけん、みんなに。ああいう答弁じゃったらいけんよ。その点もお願いしておきたいと思います。

次に、質問の第4ですが、いろいろ佐中議員さんに説明されたが、私は今、支社長とも会議所で、時々で欠席が多いですが、おっしゃるとおりに、生意気なんです、これは。だから、大海田町の町長が来ても、いや、忙しいとか。あのときに10人ぐらい行って座り込んで、海田の町長をばかにすなよと。3万の大將じゃけん、あんたは。何ぼあそこをおまえらは利用しよとと言うて。ええじゃないの。5,000万か4,000万かかるが、町でほかのことをしますとと言うてやりなさいや、あそこへ。あそこへあんたがつけたら、万雷の拍手が町長さんは得られるよ。もっと性根を入れてけんか腰でやってもらいたいと思うんです。そういうことで、答弁されましたが、お願いしたいと思っております。

毎たび言うんじゃが、4,000万あるか3,500万あるか、あれは町の恥であって、円満解決は、警察もよう手を入れんということは、デマか何か知らんが、何か貯金を持っておりますよと見せるから、警察も手を入れんのじゃが、これは町長さんは円満な方じゃから、ひざを突き合わせて1週間に1遍行ってみなさい。そうしたら、何とか明るい灯が見える。これは全町民が口に出すか出さんかで、我々議員も、あれはどうしたんかいのと。一端は町の責任があるよ。あなたも議員をしょったんじゃ。加藤町長さんの時代じゃけんね。その点もひとつ熱心に何回となく行って、町長さんが一番ええんだから、解決されりや、町民は、エレベーター、エスカレーターがつけば、万雷の拍手があなたのお力にあるけん、お願いします。

それと、次は観光協会ですが、私は久留島議員さんと西山議員さんに来ていただいて、すばらしいと。いわゆる日本で有名な経産局も6人、市役所も6人、県も6人ぐらい来ている。あの先生が来られて、すべて海田町に観光で戻入しなければいけない。総合公園も、地元が20%で、よその人が80%。あそこへ売店をつくって、うどんをつくって、金を落としてもらわにゃいけん。それも海田町の土産とか、海田町のものに何かプラスせにゃ、ごみばかり出して楽しんで帰られちゃつまらんのです。そこらを、私もキャンプ場のことも言って、この間もまた建設委員会が視察に行きましたが、これは後にし

ますが、すばらしい公園が出て、よその人が80%じゃけんね。ごみばっかりしてつまらんから、何か海田町に観光の1つとしてあそこも利用されりゃ、立派な風光明媚なところですから、その点もお願いしたい、こういうふうに思っておるわけでございます。

それから、私は庄原市のやっておられる新聞を見て、2回、3回目ですが、財政が厳しいからだめじゃと言われますが、やはり高齢者に対するものも要るんじゃないかということは後にしまして、8番のいわゆる会館の使用ですよ。あなたにお願いしたら、つまらんでしょうと言うたね。500万前後、補助金をいただいて、例えば東なら東の人が使わさんと言うんですから。それじゃ、町政報告とかいろいろ意見を聞いて、町会議員はわかりゃせんじゃないですかと。こういうことで、それじゃ、補助金をもらいなさいやと。あそこへ芸陽バスを東へ出すように町長さんは政治的にやってくださいということじゃが、本気にならんよね。何ね、この人らというようなことで、会館だけは理屈をつけてもらっても、ほかのところは皆理屈をつけて、よそはいけんのじゃ、こういうふうにしなさいと言うてやっておる。東ですよ。その点は公平な立場で、あなたら教育委員会もすべての行政で検討してみてください。貸さんののが本当に正当な理由かどうか、その点を質問したいと思います。

次に、農業公園は、いつも言うんですが、感謝の気持ちです。道路が解決したらそれに取りかかりますとおっしゃったが、全くその山間地の開発は計画より1年ぐらい早うできんもんじゃろうか。その点は町長さん、無理かの。1年早うやったら、1年早く取り組んでもらうんですが、そこらについてご質問します。

それから、ようやく300万あったんか、400万か、数字を明らかにせんのじゃが、東海田新駅の設計図をもらいました。そして、会報にも載せました。あれは私がやりゃええんじゃが、あれもこれも、体も弱いし、何もできんですが、東海田新駅は期成同盟会をつくったらやってあげるというお言葉ばかり町長さんからいただくんです。やっぱり町も乗り出してもらって、議員さんも自治会長も乗り出してもろうて、だめかどうかにしろ、東海田新駅はあれだけ立派な設計図ができておったんです。300万か400万か、言うてもらえんのじゃ、町長さん、あんたから。加藤町長さんの時代じゃが。せっかくですから、あれだけの構想ですから、東海田新駅を、期成同盟会をつくりんさい、やってあげるけん、応援してあげるけんと言うが、町長さんみずから期成同盟会をつくるご指導をひとついただければええんじゃないかと思います。

それから、次にキャンプ場です。あそこは運動公園にしたら、風光明媚で、土地は安

いから、前加藤町長さんは買い増しをしてやりたいと。私は佐中委員長のときも行った。また行ってみた。あのすばらしい立地ですから、3棟ぐらいの一戸建てを建てて、いろいろ議員が質問されましたが、今は財政が厳しいから、何年後にはと夢を。前の町長さんはすぐ土地買収にかかると言われたんじやが、あなたになって、気の毒に、財政が厳しゅうなったけん、なかなかできんが、夢だけ、計画だけはひとつ、あそこはどのように何年後にというのをお願いします。計画だけを示していただければ幸いじゃないかと私は思っておるんです。

それから、次に文化ホールはいつも言うから、質問だけにします。やはり海田町の文化。将来合併できんのじゃから、44人やめてそれでいいじゃない。新卒は若手の大学、高校卒で埋めて、やはり町会議員もいろいろ厳しい中で4名で2,000万、私は本当は12名と言いつたが、皆さん賛成してくれんのじゃがね。本当は12名にしたらどうか。私は出られるかどうかわからんけれども。ニューヨークでも7人の議員じゃけんね。市会議員や何かは100万政令都市でもあれだからね。私はそれでいいんじゃないかと思うから。横道へそれましたが、そのことは答弁は要りませんが、海田町の文化の、シートをいつも敷いていたら、それはいけんよ、町長さん。千代田町でもあるわ。そこらはいろいろな面で節減していただいて、何とか、何年先という夢と希望を持たせてもらうご答弁をお願いいたします。

それと、役場庁舎、やはり政治的に先取りして土地でも買っておくとか、あるいは県の合同庁舎でも将来どうなるんだとかいろいろやっぱり町長さん、あなたの方から「将来、辛抱してくれよ。こういう構想を持っておるから。土地は大体何年先には買うようにしたから」という夢を与えていただければいいんじゃないか、このように思うので、そういう観点に立って、他の議員も質問されましたが、再度質問したいと思います。

それから、うちの近くにふるさと館があって、前加藤町長さんはすばらしいものをつくってあったんじやが、どうも中の内容とか、嫁に行ったら東京から帰ってくる、「ああ、ふるさと館へ行ってみよう」というようなすばらしい立地があるのに、何か知らん、パートにしちゃったと言うんですね。まだアウトソーシング、外部委託に任されたら、同じ費用でもいろいろな知恵が出るんじゃないか、そこらの突っ込んだご答弁をお願いしたいと思います。

次に、高齢者の福祉です。庄原のように、80歳になったら10万円よ、90歳になったら50万円よ、100歳になったら100万上げると、高齢者に記念品を持って行かれますが、そうい

う励ましのことは緊縮財政の中でできんもんだろうか、町長さん、どう思われるかということが16の質問です。

17番は、教育委員会も何もかもですが、自治会長にやはりわずかな手当でも上げて、まちづくりは今後は私は自治会長の仕事が必要だと思うんです。今、私も2年間やらせてもらって、これは高等小使じゃわいと。会報やらいろいろ持っていかにゃいけん。やはりまちづくりの政治に関係しない、町長さんの手下として。自治会の研修会もいいですよ。平素何回か予算説明とか協力とか、自治会館ぐらい建てられて、自治会長の協力、予算の説明、いろいろな問題。海田町へ行ってみい、自治会は会館もあるで、すばらしいよと。議員も町の執行部の方も町長さんも非常に楽になるんじゃないかと。日本一の海田町をお願いしておるけん、何か日本一のことをやっていただければ、会館を建てなくても、建つ夢を持ってひとつ自治会の会長さんの、普通の心配りもいいけれども、そういう面についてお願いします。何とかしてもらえんのだろうか。こういうことが言えるんじゃないかと思います。

次に、行政改革の18番は今申しました。

それから、もう一遍言いますが、各種団体の補助金は削減されてもええけん、議会と町長さんだけじゃなく民意の中から削減していただければ、あるいはふやしてあげるものもあるかもわからん。それを再度お願いしておきます。

次に、いろいろ日本政経セミナーで一流の先生が東京で、この間私が行ってきて、北川先生とか福岡先生の話の中で、給料のカットはなかなか難しいが、退職金をやっておるところがあるんですよ、町長の体験発表で。60を65歳の定年にして、これだけ退職金がかかったら、5年間勤めればそれだけあるよという何らかの工夫をしていただけんもんだろうかなと思うんです。そういう形の中で、職員のカットはなかなか、4.8とおっしゃったけれども、難しいけれども、退職者もまだ65歳は働き盛りだから、それじゃ、今これだけカットするから、5年間でこれだけのものをやったらどうかということを頭の中へ入れて、詳しいご答弁はいただけんかもわかりませんが、そういうようお願いしたいと思います。それから、職員を褒めるんよ、1つだけ。私が財政課長とか建設課長とかと言うたら、必ず間違いなく電話してくれる。これはあんたの教育がええと思う。町長さんもそういうことできちっと、町民からあつたら「何々さん、何だったんですか」と言うて職員教育をやってもらって。その点もあんたは人气がええ。あんたと競争してもだめなんじゃけん。そういうこともひとつ十二分に町民の方にこたえていただきたい、

こう私は思っておるんです。職員を褒めてあげるから。きちっと電話が入ってくるから。くさすばかりじゃないけん、そういう点を町長さんみずからもお願いしたいと思います。それから、私から言わしゃ、無能力な職員がおる。肩たたきで、そういう者はやめてもらったらどうか。鳥取県で片山知事がやったが。それはたった1人か2人しかおっちゃいないかもわからんが、そこらも厳しく町長としては肩たたきをして、やめてもらったらどうだろうかという難しいお尋ねを町長さんにするんですが、そこらの考え方を述べてもらいたいと思います。

それから、職員教育は外部から講師を招いてやっていると思うんですが、やっぱり外部から講師を招いて徹底的にやっていただきたい、こう思うんです。

次に、合併問題。現在の財政状況、進行について。これは町長さん、難しいと思うが、将来、坂と熊野と海田町が一緒になったらどうだろうかと思うんじゃがと言う人も、わずかでもおるんです。海田町の大勢は広島市じゃろうと思いますが、私は6年はできません、しちゃいけんよと言うんじゃが、将来の広島市の合併ということについてはどのようにお考えになっているか、最高責任者の町長さんの考え方を聞きたいと思います。

それと、私も山畝の近くにおるんですが、今回、上下水道部長さん、あそこは土地が難しいんよね、地権者で。陰のひなたに当たらんところがあるのを、これは町長さんでも部長でもええけん、あの地区の下水はどのように将来考えておるのかと。これもどちらでもええけん、町長さん、尋ねたいと思います。

それからもう1つ、要らんことを言うのは、正木教育長さん、わしは教育部長に「あんたは中野町長か」と言うたぐらいいばりやりよったんよ。じっと座っておるばかりじゃ。あんたばかりが答弁じゃないの。ちょっとは部長らと分けて答弁させてやりんさいや。有能の士がずっと座っておる。私は中野町長じゃと言うたぐらいに敏腕を振るわれた方じゃけん、町長さんもよく、教育長、ちいとはあれに答弁させいやというご指導をお願いしておきます。これは余談ですが。以上で、議長、質問事項は終わったかいの。

○議長（原田）7番と12番についてはまだご発言がございせんが、よろしゅうございましょうか。

○8番（斎木）ありがとうございます。一番大事なのを忘れたよ。この間、前も自治会長のために、高齢者についておまんじゅうを配らにゃいけんのじゃと。秘密情報だから、あのころはまだ詳しくなかったんですが、自治会長の名前を知らせてくれやと。私も自治会でやりよったんじゃ。これは個人情報じゃけん。それじゃ、予算審議せんわと。

やはり自治会長というものを町会議員が知らんということは、予算審議も何もできんよ。個人情報はいき過ぎということが随分最近マスコミになっておるが、そんなばかなことがあるかと私は言うたんじゃ。何をしようもないことを言うんじゃ、ほかの情報じゃないじゃないかと。自治会長に高齢者と敬老会にまんじゅう……。それは、もろうてすぐ戻してくださいよと言うてくれた。焼いてくれるとか。そういうことで、自治会長や議員さんは調査活動があるんだから、我々は質問権もあるし、調査権もあるし、否決権もあるし、我々が情けないのは、条例制定の権が議会に与えられておるのに、どんどん条例をつくって、町長の条例ばかりじゃない、どんどんやらにゃいけん。そういう町もあるんです。専門職の事務局に法的専門職を置いているところもある。条例一つつくらんけん、情けないんですけれども、町長に対抗して調査権も質問権も拒否権もあるんだから、自治会長ぐらいは町長さん、これは答弁してください。町会議員は予算審議もできんし、町政の報告もできんし、だれやらわからんということじゃ、私は個人情報の過保護のあれじゃないかと。その点についてお答えをお願いします。

それから、議長さん、何番じゃったかいの。

○議長（原田）12番です。

○8番（斎木）ありがとうございます。大事なことを、申しわけない。区画整理を10億5,000万もして、いと簡単に放棄したんです。私もしようがないぞと言いつたんじやが、委員会で東広島市へ行ったんです。あの頑固な古い建物を立ち退きの発動をした。だから、私はあきらめずに、今の法的な助成を受けるように戻してもらって、やはり続けてもらいたいと思います。あそこは海田町の玄関ですよ。大水につかっても知らんぞと言いつてやりんさいや、町長さん。そこらで、やっぱり5年かかっても10年かかっても根気よく、10億5,000万かけて土地も買うておったんじやから、その点は大事なことから、ご答弁をお願いしたい。それじゃ、議長さん、長々ありがとうございました。以上。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。答弁は午後からにさせていただきます。13時からいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。斎木議

員の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（山岡） 斎木議員ご質問の13点目、15点目につきましては教育委員会から、それ以外につきましては私から答弁をいたします。

まず、本町の行政改革がおくれているという質問でございますが、ご質問の内容をよく聞いてみないとわかりませんが、今まで再三申し上げておりますが、昨年9月からいち早く行政改革に取り組み、平成17年度予算へも効果額を反映させ、着実に改革が進んでいるところです。今後ご理解をいただき、行政改革を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、広島ガステクノのごみ処理工場の建設についての質問でございますが、1点目につきましては、海田湾の公有水面の管理は広島県において管理されており、カキ殻の海中占用につきましても広島県が許可しているものでございます。したがって、町には許可の権限がありません。

次に、広島ガステクノが建設する施設は、既にシュレッダーされ、金属類などを取り除かれた廃棄物が搬入されるもので、自動車の解体工場ではありません。幹線道路からは住宅地を避けて搬入することとしておりますので、この地域の現状から、特に今より環境が大きく変化することは考えておりません。今回、広島ガステクノが設置しようとしている施設につきましては、21世紀のテーマであります循環型社会の形成を図る上で社会が求めている施設だと思います。しかしながら、廃棄物処理施設ということもあり、町で監視できる体制をつくっていきたいと考えております。

海浜公園の建設についての質問でございますが、現在のところ、実施の予定はありません。次に、高速船が発着できる港の建設についての質問でございますが、海田から江田島、呉、蒲刈などは陸続きで往来でき、また、町民や船会社からの要望、働きかけが今のところありませんので、考えておりません。海田町といたしましては、費用対効果を考えますと、必要がないため、高速船が発着できる港を建設する予定はございません。

続きまして、助役についての質問でございますが、前田議員の質問にお答えしたとおりであり、できるだけ早いうちに助役の選任を行いたいと考えております。

J R 快速電車停車実現のための取り組みでございますが、行政報告で申し上げましたとおりでございます。引き続き実現に向けて努力していく所存でございます。

次に、海田市駅のエレベーター設置についてでございますが、先ほど各議員にお答えしましたように、現在検討を進めているところであり、エレベーター設置に向けて努力

してまいります。

海田市駅の駐輪場についての質問でございますが、時効が迫っているのではないかと
いうことですが、前回の議会でもお答えしましたように、今現在、自転車自治会は解散
しておらず、この状況において時効は成立しないものと考えております。また、刑事告
発はしないかとのことですが、現在、法手続にゆだねておりますので、その推移を見守
っているところでございます。

観光協会の設立でございますが、これまでも答弁いたしましたとおり、観光協会は行
政主導で設立するよりも民間で設立した方がきめ細かな活動ができるものと考えており
ます。

個人情報の提供についてでございますが、自治会連合会とも協議したところ、自治会
長名簿につきましては、自治会長から名簿は公表してほしくないとの回答もあり、あく
までも町が保有する個人情報は、町からの行政サービスを受けるためや町が利用するた
めに本人が同意し、提供されるものであり、その目的以外に利用されたり、外部に提供
されるべきではありませんので、町といたしましては自治会長名簿の提供をお断りした
ものでございます。

自治会館の使用許可についてでございますが、自治会館の建設に伴う補助金は自治会
がコミュニティー活動の拠点として整備される集会所建設に対して補助したもので、建
設後の自治会館の使用につきましてはあくまでも自治会が自主的な判断で行っているも
のでございます。

農業公園の設置につきましては、以前から答弁申し上げておりますとおり、本町には農
業振興地域の指定がないことから、ご提案の農業公園はなじまないと考えております。

東海田新駅の設置につきましては今までご答弁申し上げたとおりでございますが、こ
のような大規模事業につきましては地元の盛り上がりが必要な条件とともに、住民の皆
さんの負担も必要なことから、地元合意が熟成しない限り前へ進むことができないと考
えております。

次に、キャンプ場の整備についてでございますが、9月議会で申し上げましたように、
今後は炊事棟や便所等の便益施設を整備することとしております。

海田市駅前の区画整理についてでございますが、桑原議員に答弁したとおりでござい
ます。

新庁舎建設についての質問でございますが、1点目の新庁舎のあり方につきましては、

新庁舎の建設に当たっては、現在の庁舎をそのまま移転するという発想ではなく、町民の皆様の要望に十分にこたえられるよう庁舎機能の充実を図っていきたいと考えております。２点目の補償金による新庁舎の建設につきましては、連続立体交差事業に伴う移転時期が具体的に明らかになった段階で、役場庁舎が円滑に移転できるよう、起業者である広島県と公共補償基準に基づき、十分に協議を行いながら新庁舎建設に取り組んでいきたいと考えております。

敬老祝い金に対する質問でございますが、９月議会でもお答えしましたように、本町では高齢者の長寿を祝福して敬老の意を表するため、今年度も77歳の方に１万円、88歳の方に２万円、100歳以上の方に５万円を、214名の対象者で270万円の予算執行をしております。ちなみに、議員ご提案の年齢及び金額で本町で支給するとした場合、4,250万円の予算措置が必要となってまいります。ご質問の趣旨は十分理解するものの、近隣市町と比較しても遜色がない額であり、引き続き現在の内容をもって長寿のお祝いにしたいと考えております。

自治会館の建設についてでございますが、これまでも答弁しましたとおり、自治会活動の拠点としての新たな自治会館を建設することは考えておりません。しかしながら、行政改革大綱にも掲げておりますとおり、町の関係する各種団体の拠点として町有施設を有効利用し、今後のまちづくりを協働で推進する体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。

職員の補充についてでございますが、今年度末で定年により５名が退職する予定でございます。これを踏まえて、採用計画に基づき、３名の職員を採用する予定にしております。

次に、各種団体への補助金についての質問でございますが、三宅議員の外郭団体等の補助金制度見直しの質問にお答えしたとおり、将来的には検討を要すると思いますが、現在のところは現行の補助金制度を継続してまいります。

次に、定年についてのご質問でございますが、定年の年齢は民間や国家公務員の定年制度の動向によって整理すべきものであります。このため、現段階において定年の年齢を65歳に延ばすことは考えておりません。

次に、職員教育の計画についてでございますが、これまでも職員研修は年間計画に基づき実施しております。講師につきましても適宜外部から招き、研修を実施しております。

次に、合併の件でございますが、現在のところ、考えておりません。

山畝地区の下水道事業についてですが、関係地権者の承諾を得て使用貸借契約を締結することができれば、下水道工事の施工は可能です。しかし、過去において本町といたしましても関係地権者と打開策を協議しましたが、所有者や土地の境界などの確定を行うことが非常に困難でございます。このため、現時点においては、地元のご協力がない限り、工事に着手することはできないと思っております。

それでは、13点目、15点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくをお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、文化ホールについてお答えします。文化ホールの建設ということにつきましては、現在の本町の財政状況を考えますと、非常に厳しい状況でございます。

次に、ふるさと館のことでございますが、ふるさと館を増築するということについては、現在のところ、考えておりません。また、民間委託のアウトソーシングにつきましては、行政改革の方針に従って考えて検討してまいります。なお、現在のふるさと館の集客等については、企画展示、体験講座など、集客力の向上に努力はしておりますけれども、まだまだ工夫改善の余地はあると思っております。今後も生涯学習につながるような事業、企画などを考えて運営してまいりたいと思っております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）それでは、町長が答弁されたいいわゆる海浜計画でございますが、あれだけ議会やその他が、前町長さんが承認されたのを、すばらしい発想と愛だと思っております、今のままであれを放置すると、いつもご答弁で県の意向と。全くそのとおりです、県ですが、やっぱり海田町の意向も聞かずあそこへカキ殻を、あなたじゃないけれども、前の町長さんが必ず同意しておってです。そういうようなことが当たり前のことのご答弁じゃいけんし、何にもないんですよ、海田町の湾が。それはそういう条件を盾に県と交渉していただきたいし、それから、よかった、よかったと、昔わしも議員をしょったが、あそこの工場が来た、ここの工場が来たと言うて。廿日市へ帰られたんだから、わしの土地じゃと言うても、やっぱりあそこを何らか海浜公園の計画を原則は引き継いでおっているんですけん、あの計画も。やっぱりそれをやっていただかんと、天応があそこのポートピアのところへ来やしたんですよ、船が。いっぱいです、やっぱり。海田町も工

場があるから、島嶼部から大柿の方も含めてかなりの乗客があるし、海田町の一番発展の起爆剤ですから、ひとつ温かいご答弁をもう一度、一步前進したご答弁をお願いしたいと思います。

それから、全く海田町の町民はデモをしたり立ち上がるのに非常におとなしい純真な町民の方々じゃと思いますが、普通じゃったらリコールがあったり何があったりしよるわけですが、やっぱり反対運動というものがあって、私は賛成というて申し上げたね、町長さん。賛成じゃが、何らかの海浜公園を条件に、ただじゃなしにもらって、あそこへ行ってみますのに、鉄くずが300坪ぐらいにずっと積んであるんですよ。あれだけでも外観上いけませんから、今言いましたように、温かい言葉で。きれいにしてもらおうとかどうか。わしがやかましく言うけん、漁業組合から文句があつたんですよ。何をおまえ、かばちを垂れやがると言うて、漁業組合ぐらいあの明神さんはやりなさいと言うたら、文句を垂れてきて、名前はだれじゃと言うていないんよね。だから、あそこはやっぱり海田町の海に対する、ですから、もうちょっと温かいご答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに私も子供のときから、あのあたりはいつも泳いだり、海の方へ行行って、昔からよく知っておるんですが、どの時点に私もあれがカキ殻の集積場になったということも承知していませんが、今、斎木議員がおっしゃるように、海田湾、海田大橋、たくさんの名前は各地でいろいろ使われておるんですが、実際に海田湾が本当に機能しておるかというたら、全然海田の町には機能していないというのが実情です。あれから何回か行ってみて、あのあたりの土を置いたり、下水道の関係を見たりしましても、確かにおっしゃるように、広島ガスさんの先端部分でも我々の町の方で何とか活用できないかということもいろいろ見ておりますが、改めて、今おっしゃいますことで船を回してどうというのは大きな計画になりますけれども、第1にあのあたりの整備と申しますか、やっぱり風景がよくなるように努力してみたい、こういうように考えています。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）ありがとうございました。一步前進していただくようですから、ありがとうございました。

次に、私は小さい小さい商売人で、会議所におるんですが、会議所が中国四国に81あるのを、広島を入れて全部回ってみまして、中村市は今は四万十市になりましたが、全国で公募したら207人来たと。そのうちの2名が外人で、皆、日本の大学を卒業された。

会頭さんと一緒に食事をしましたが、その中から選んだ専務はすばらしく改革してくれたと言うんです。立派な、法的には皆さんいろいろ勉強しておっているんですが、私が言うのは、あなた方がだめだからと言うんじゃないんです。職員の方もあこがれの的ですから、そういうこともあってもいいものですが、やっぱり今、先ほど質問したように、企業感覚を入れていただくということが大事なんですから、それがだめなら皆さん方も3カ月か、企業へ派遣されて勉強していただければ、何らかのそういう感覚を導入してもらいたいというて極端な言葉を私は言うたんですから、その点も、それなら交代しますから、職員の方を企業に出されて3カ月でも勉強していただく方法を入れてもらうことについてはどうですか。以上、お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、斎木議員がおっしゃったような、四万十川流域というのは非常に日本最古の清流ということで、私も昔、いろんなことでよく行っておったところで、経過もよくわかるんですが、地域地域によっていろいろやっぱり違った意味でのまちおこしがあると思うんです。今現在、海田町の置かれる立場が、四万十川がやっておるから、そのままこっちへ移してというのはなかなか難しいこともあるんですが、職員も、先ほど総務課長も答弁しましたように、各地のそういう研修の場へも行っていますが、今ご指摘いただいたような、民間企業へのそういうような1つの勉強も今からは必要じゃないかと考えています。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）ご答弁ありがとうございます。

それじゃ、時間がないので、次のは抜かして、次にご答弁いただくことは、同じ議員が再々質問されて、私も言うたんですから、駐輪場の問題は、町長さん、あなたがやっぱり一番折衝の効果が出ると思うんです。教養と学がある方だから、もうちょっと速度を速く説得していただいて、これは要望でいいですから、頑張ってくださいと思います。

それから、次に観光協会について、重複して申しわけないんですが、やはり海田町にいかにか外から観光客があるかと。あの総合公園に対して私は問うたんです、1カ月前に。地元の海田町の方と外部の方がどのくらいの比率かと言うたら、統計をとっておらんとするんです。ああ、そうですか、感じはどうですかと言うたら、20と80じゃないかと。これも大きな観光資源です。来られた方は、申しわけないが、さっきの質問の中で、ご

みを捨てて楽しんでもらっちゃいけんから、うどんコーナーをやるとか、地元産の売店をやるとか、あるいは地元でできた野菜とかというものを何らか海田町に落ちるようなものをひとつ町長さん、考えてもらいたいんじゃが、今の質問に対してもう一言進んだお答えをお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃるように、たくさんの方に来ていただいても、海田町にこれという産物とか土産がないということで、今回、この前も新聞広報なんかに出ておりましたけれども、シルバー人材の方で「ひまわり煎餅」と「海田ふるさと」というせんべいを出していただいて、この間も、買っていただいたということも1つの大きな海田町の今からの戦力になるんじゃないかと思えますし、また、売店の方の件ですが、今、総合公園の厨房の方へ協力をお願いしながら、やっていただく準備を進めております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）ありがとうございました。本当にあれだけの人が来ているんですから、海田町に、お答えいただいたように、そのように頑張って、スピードを速く対応していただきたいと思えます。

次に、観光協会のことで言われたわけですが、もう一度、くどいようですが、やはり海田町にはないようで観光資源が、ふるさと館でもいいですが、西の谷の古墳の跡とか千葉邸とかお宮とかがあるんです。だから、もうちょっと我々に力がないといえますか、どうですか、観光協会の設立については行政で後押しをやっぱりしてもらってやっていただかないと、私が発起人なんかをやってもなかなかできんから、後押しと指導と助言ということについてお答え願いたい。あんたらで自主的にやれと言うてじゃが、やっぱり町長さんの後押しと助言が要ると思うんです。その点について一言お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）観光協会の問題につきましては、大体私の考えでは、商工会の方が、あれだけの組織を持ったりやっておられるんですから、先頭に立ってやっていただいて、それに町の行政が協力をさせていただくということで。それとまた、そういうところについてもいろんな各種団体、ボランティアを含めてたくさんありますので、それらの協力を得ながら進んでいってほしいという考えを私は持っております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）今のお言葉で、商工会等がとれば協力するというふうに解釈いたしますの

で、よろしくお願いいたします。

次に、商工会の話が出たから、ついでにここでも言わせてもらいたいんですが、行政改革の補助金の1つですが、今、広島県では海田町の商工会は1番か2番、助成金が多いんです。1,000万。それが下がって900万ですが。やっぱりこれが商工会へ丸投げなんです。決算書はいただけたと思いますが、議会でもそれを要求されんし、決算委員会でどういうふうに調査されたか知らん、ことしの委員会が。やっぱり丸投げはいけんから、例えば900万なら450万も上げるとか。450万は事業計画を出してもらえりゃその予算の範囲内で差し上げるという指導が、丸投げは私はいかんと思うんです。そういうところはめったにないんです。それで、極端に言えば、あれは私は、来年度は今度は厳しいんだから、500万ぐらいでいいんじゃないかと思ったり、今度2年先ですか、船越と坂と3つが一緒になれるんです。そうしたら、我々はそんなに高額を厳しい財政の中から町長さんはそう出されんと思う。それを機会にぴしっと減額されると思うんです。今一遍に減額はできませんが、そういう感覚で町長さんは頭へ入れられて、丸投げだけはひとつこの際、半分は町長さんが執行の形の中で決裁された方がいいんじゃないと思うが、その点について一言。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに私も以前、議員をしておったときに商工会の方に対しての予算措置の問題で、事業分与をしたらどうかという意見を述べたこともございます。先般も45周年の広島県の商工会連合会の総会に出席させていただきました、かなり各地のいろんな条件を聞いたりしたこともあるんですが、今、斎木議員がおっしゃるように、もう2年先ですか、坂と船越とが一緒になるということも聞いていますので、そこらまで、今まで貴重な存在で、海田町の商工業を支えてもらったということも含めて、今からの検討の課題にしたい、こういうように考えております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木）個人情報については、各新聞が論調しよるんです、行き過ぎではないかという。もう一度、我々は今、調査権もある。皆あるんですよ。質問権もあるんですが、それに自治会長まで連合会長が、あれも長過ぎるんですよ。長うしちゃいけん、わしらみたいにぱっとくたびれてやめましたが、やっぱり長くおるとだめなんです。そこに我々も自治会長を尊重し、頼りにしておるんです。しかし、連合会長が、私も大体知っております、議会でしたんじゃから。そういうことが今の敬老会でもきちっと返してください

いよという活動ができんです。河野議員も個人情報で引かれたけれども、自治会長を、恐らく敬老会とかもあるし、そんなものまで行き過ぎだから、今、課長もそのうち落ちつくんじゃないかということじゃが、それだけは私は納得せんのじゃが、本当に我々議員が自治会長の名前まで隠されるということは、どこで予算を審議し、どこで調査するのかわからないので、もう一度ご答弁をお願いしたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡） 4月からの個人情報の規制というのは国の法律で決まって、準じて町のいろんな施策に対してしておるわけございまして、海田町だけこれが独自にできるということは私はなかなかできんというふうに思っていますので、総務課長がいろいろ答弁しましたとおり、今の時点では、本人の了解がなかったら開示できないというふうに私も考えております。

○議長（原田）斎木議員。

○8番（斎木） 見解の相違がありますから、私がそういうことを質問し、お願いしておるということを頭に入れておいてください、自治会の会合でも。よろしくお願いします。

次に、飛ばしますが、10番の、300万か400万か、すばらしい設計があつて、あれじゃ高過ぎるし、新駅の中野東駅のこれぐらいなら私はできると思って、ある人は中野の新駅ができたなら東中野駅より立地がいいんじゃないかと言う。これも、期成同盟をつくれと言うても、あれもこれもというて、前田さんと声はかけるんですが、それじゃと言うて私が事務局に通知を出したりせにゃいけんでしょう。だから、一、二度やりましたけれども、町長さん、あなたの温かい手を差し伸べてもらわにゃ、期成同盟会があればやってくれるよと言うが、なかなかできるものじゃないんです。やっぱり地元の議員さんが全力を尽くさんと。そういう点でもう一度、多少の、やれや、手伝うことは手伝うというふうなお言葉をちょうだいしたいんです、町長さん。一歩前進した言葉でお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡） 新駅の構想は、確かに必要なところにはどんどんできよる状況もよそにはあるんです。その状況を調べてみましたら、議員がおっしゃるようなことじゃなしに、ほとんどが地元の期成同盟会が盛り上がって、自分ででも金を出してやるから、つけてくれというのが本心でございまして、ご承知のように、J Rが一切金も出しませんので、そういう氣勢をどんどん上げてもらって、役場は何をしよるんかと言われるぐらいつく

っていただければ、またひとつ頑張ってやりたいと思います。

○議長（原田） 斎木議員。

○8番（斎木） いつものお言葉で、それはできたらやってやるよ、応援してやるよと言っているんだから、そうですかと言うて引き下がらにゃいけんのじゃが、力がないから、町長、ちょっとは助けてやと、こういうふうをお願いしただけですけん。

次の問題です。キャンプ場の問題は、くどいようですが、前の加藤町長さんは来年度の予算で周囲を買ってすばらしいものをやると言うて、山岡町長にかわったらトーンダウンになったような気がするんよね。金がないと言われりゃそれまでじゃが。あそこほど絶好の、水は谷川へ流れよるし、今、鉄条網なりを張って、4月、5月か夏ぐらいでないと、わやになりよるんです。それじゃ、保全・警備のために何か、冬はやっぱきちっと閉鎖されたら。自動車が上がって掃きだめ状態に、ええところになりよるんです。そこらを保全・警備といいますから、冬だけは何とか入れんようにして。あそこへ行って遊び場になってしもうておるんです、自動車が入り込んで。私が行ったときが悪いのかもしれませんが。その点について、保全ということについてお願いしたい。

○議長（原田） 町長。

○町長（山岡） 確かにキャンプ場の計画は、財政状況が許せば、言われたような形になるんでしょうが、今の現状でいきましたら、とてもじゃないが、できるような状況じゃないということを承知いただきますとともに、やっぱり今、散乱ごみとかいろんなことがないように見守ってきれいにしていきたい、こういうふうを考えております。

○議長（原田） 続いて参ります。9番、西山議員。

○9番（西山） 9番、西山です。数問質問いたします。

海田町に隣接する安芸区で、また栃木県で、悲しい、あってはならない事件が起きてしまいました。冥福をお祈りいたします。全国で多発する、子供を巻き込んだ犯罪を減らそうと、文部省がこの10月からスクールガードリーダー事業を始めました。県内では広島市と府中町が対象地域に指定されております。そこで、質問いたします。

「子供」と「地域」を犯罪から守るために。子供の安全については、これまでは警察官が学校に出向いて護身術を指導したり、自治体が防犯ブザーを配付したりしてまいりました。しかし、そもそも護身術や防犯ブザーは犯罪者に近づかれたときの対処法であり、被害防止の最後の手段ですが、子供たちにはそれらを使わせないで済むような状況に自分を置く方法を教えるべきではないでしょうか。それが本来の被害防止教育であり、

まずは、犯罪が起こりやすい場所には行かないこと、やむを得ず行く場合にはすきを見せず、犯罪者に犯罪の機会を与えないことを教えることです。このような意識と能力を高めるために有効な手法が、犯罪が起こりやすい場所を表示した地図「地域安全マップ」の作成です。この安全マップの作成は近年、各自治体で小学校で取り組まれておりますが、各小学校での現在の取り組み状況はどうでしょうか。その取り組みの中で地域のかかわり方はどのようになっておりますか。もし完成している小学校があれば、このマップの活用方法はどのようにされていますか。

2、学校に登校しているときに緊急事態が起こり、各々を帰宅させるときの対応は現在までどのようにされておりますか。

3、通学路の件で保護者及びPTAから改善の要望を受けながら、改善がなされていない場所は何カ所ありますか。

次に、町にマスコットキャラクターをとということでございます。各地に視察に伺うと、かわいいマスコットキャラクターが決められております。我が町も当面単独町政となっており、時代にマッチしたマスコットキャラクターを作成し、子供たちに愛されるまちづくりの一環とするお考えはないでしょうか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員ご質問の2点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

町のマスコットキャラクターについての質問でございますが、来年度予定しております合併50周年記念事業とあわせて検討してまいりたいと考えております。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それでは、子供の安全についてお答えします。まず初めに、子供の安全対策について、ご指摘のとおり、これまで主として不審者に遭遇したときの対処方法について主に指導してきた傾向もございます。このたびの事件を受けて、今後、児童・生徒の安全教育は、予測される危険を避けるという視点も非常に重要な部分であると思っております。安全マップについてですが、これまでは各小学校ともPTAや保護者との連携を図りながら、危険と思われる場所や、登下校の際の子供が危険を感じたときに緊急避難する「子ども110番の家」を記載したマップを中心に全保護者に配付してきたとこ

ろでございます。事件後、先月24日に臨時校長会を招集した際、通学路の要注意箇所であるとか危険な場所についてPTAや地域の方々と連携を図りながら、1枚のマップだけでなく、低学年向けとか、あるいは高学年向け、あるいは保護者向けというような、それぞれに応じた地域安全マップをつくって見直すよう指示したところでございます。これにより、多様な安全マップの活用を図ってまいりたいと考えております。今後は、学校だけでなく地域社会全体で安全に取り組んでいく体制づくりを町部局とともにやっていく予定でございます。

次に、学校で緊急事態が発生したときの児童・生徒の帰宅させる対応でございますが、各学校でそれぞれ作成しております危険マニュアルに沿って、事件の内容により、一斉下校であるとか集団下校をしております。また、正確な情報を収集し、学級緊急連絡網や地域連絡網で保護者や関係者に連絡をとり、保護者には児童を迎えに来ていただくようお願いをしておるところでございます。しかしながら、保護者と連携がとれない場合は児童を学校に保護しておくなどの対応をしておるところです。また、教職員は児童の下校の安全を見守るために、通学路の要所に出向いたり付き添ったりしていることもございます。

通学路に関して、各学校ともPTAの協力を得ながら安全点検を毎年実施しているところでございます。本年も9月末に海田町PTA連合会から提出されました通学路等の整備に関する要望事項につきまして、現在取りまとめを行っているところでございます。この要望事項の中には、信号機や横断歩道の設置であるとか制限速度の規制について警察関係機関との協議を要する事項、横断歩道、ガードレール及び街灯の新設など予算措置を伴うものも多く含まれております。このため、要望に対して早急に対応することができない事項もございますが、直ちに対応できることにつきましては実施をしているところもございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問させていただきます。まず、順序は別になりましたけれども、町長の答弁がありましたマスコットキャラクターの件で提案でございますが、来年の50周年を記念して決めるという方向性を示していただきました。実は、海田町には子供たちによるまちづくり講座がございまして、その中で子供たちによる、海田町をアピールするためにマスコットが必要ということで、子供たちが手づくりでマスコットキャラクターを作成しております。これを即採用していただきたいとは思いますが、子供たちの夢

を壊さないように、せっかく募集をいたしまして、数十人の方からキャラクターの募集の中からこのまちづくり講座のメンバーが最終的にマスコットキャラクターを作成しておりますので、これを無視しない方向性で検討していただけるかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今申しましたように、来年度は50周年という節目の年でございますので、幅広い意味で、今まで活躍されたことも含めて検討の中に入れていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）では、子供の安全の面で再質問させていただきます。まず、先ほどの答弁では、本当に有効な地域安全マップの作成はなされていないと私は理解いたしました。結局PTAとか保護者の方とか、地域の方とか、大人の目線でまずつくったマップでは子供たちには何も意味をなさないということでございます。先ほど低学年、中学年、高学年別にとおっしゃいましたけれども、この安全マップの作成の意図は、高学年が作成をしながら、それを低学年と一緒にになって制作するところに意味がある地域マップでございまして。もっと、今提唱されております安全マップの基本路線をもう一度見直していただきたいと思うんですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）言葉足らずでしたが、安全マップをつくるように指示していたときに1つの例として、これまでは「子ども110番の家」を中心にした安全マップでした。これだけでは不十分なので、低学年は低学年向け、中学年は中学年、高学年は高学年向けみたいな1つの例として、大人には大人のわかりやすいようなマップというようにいろんなマップをつくることも試してみてもいいんじゃないかという提言の意味で申し上げただけで、そういう作業に入ってくれと、今までのを見直してくれという指示でございまして。

それから、通学路のコースでしたか。コースにつきましても、これは報道関係でも言っておりますが、これまでは特に児童・生徒の通学路というのは交通安全を主体に考えてきておりました。できるだけ交通量の少ないところというのが原則的な考えの根底にありましたものですから、今回のことはどうだったかはわかりませんが、人通りが少ないところに定めていたようなところもございまして。今回の事件を受けて、もうこの交通に対しての視点だけでなく不審者に対しての視点も加えて通学路の設定をする必

要があるのではないかということも、校長等の会議でも共通な認識として持っております。通学路はいつも新入生が入ってきたときにPTAと協力して指定しているところですが、そこに向けて通学路のコースの選定についても見直すようにということも指示しているところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私が今質問いたしましたのは、低学年、中学年、高学年用と、別個のものでなくて、また大人用とかというものでなくて、高学年が主導となって低学年の方も含めながら、年齢差を含めた中で一緒になって地域を回り、また地域の方もそこで一緒にかかわりながら、自分の地域の中には通学路だけではなくて子供たちが、ある面では海田町全域にも及ぶと思うんですけれども、よく遊びに行くところとか云々とかということで、危険なところ、ここは交通事故が多いからこういう注意をするところ、ここは暗くて1人では行ってはいけないところというのを高学年がリーダーとなって低学年と一緒に、みんなが見てわかりやすい地域マップ作成を今、文部省も作成するようにという方向性も示しておりますし、安佐南区の方とかも作成をされておりますけれども、そういった基本的なことを加味されなくて、今の校長会で低学年向け、中学年向け、高学年向け、大人向けのマップを例として指示したということに対して私は疑問があるので、それは今私が提言していることを見直すお考えはあるかないかということでございます。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）さっきも申し上げましたとおり、作業中でございますので、今いただいたご意見は十分に伝えておき、有効なマップをつくるように指示いたします。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）つくるといって、今、一番有効なマップ作成をするという答弁でした。子供たちは1年ごとに卒業してまいります。この作成には結構時間こまがかかってまいりますので、授業数に負担がかかってくるという懸念もあるわけですが、それは各学校に対して、時間をとってでも子供たちの安全な地域をつくるために時間を割くお考えはあるかないか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校内の時間割とか授業配分については、校長が学習指導要領に基づいて各校の特色を生かしながら定めるものでございますから、それは教科の中でやるか、特別授業の中でやるか、総合学習の中で取り上げるかということは校長の判断で特色を

出してやと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）この地域安全マップ作成に対しましては県の方も県警の方で児童・生徒・学生等が行う防犯マップづくりや討論会等、犯罪を防止するための活動を積極的に支援していますという、ですから、県警に依頼をされれば、県警の方が作成のための要点を言っただけという窓口はできているんですけども、実は海田町は、私が記憶に残っておりますのに、警察のOBの方を青少年指導員として、少し荒れたときに2人の方を嘱託として雇われて、海田が随分学校が改善されたという経緯があるんですけども、この海田町青少年指導員設置規定、これを改正されて、児童・生徒の安全を守るために警察官のOBの方も嘱託職員として雇用して、今のマップ作成とか、危険なところに巡回していただくとか、この青少年指導員規定を改正して子供たちの安全を深めるといってお考えはないでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）現在の青少年指導員の設置してある規定ですけども、ご指摘のように、以前その出発点になったのは、学校が確かに荒れていたときの、その対処でございました。中身は現在変わりました、指導員、人間がかわっただけで、要綱は余り変えていないんですけども、今は不登校とかそういう内面的な部分へ軸足が移ったようなところがあります。それは、要綱は変えずとも、そういう予算措置ができれば、以前のような防犯とか、通学路の警備とかに当たるということは可能でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）きょうもこの青少年指導員の設置、身分、職務を読みますと、今の安全ということにはちょっと角度が違うように思うんですけども。確かに経緯は、私は議員をさせていただいておりましたので、警察のOBの方2人を指導員として雇われて、学校の荒れたときに随分有効だったと記憶はしているんですけども、この規定を見る限りでは、今の安全マップの作成とか子供の防犯教育、被害に遭わないための日ごろからの教育をお願いできる嘱託職員を契約するときにはこの規定のままでは厳しい部分があるように思いますけれども、この規定の中で可能というのは間違いはないでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）基本的には上司の命を受けて、第3号にある、その他児童・生徒の保護に関するというのがありますから、それは要綱ですので、そんなにかた苦しく考えるこ

とはないと思います。予算的な措置もございますから、これは一概に私がここでわかりましたと言うわけにはいきませんが、ご提言はご提言として承っておきます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、次に参ります。今回、本当に矢野西小学校で大変悲惨な事件が起こりまして、行政報告の中で、その事件が起こって、教職員の付き添いによる集団下校を実施されるとともに、留守家庭児童会の方には保護者への送迎の依頼で、確かに5時を過ぎますとお母さんに連れられた低学年の子供たちが帰路につく姿を目にしておりますけれども、これをずっと続けていくわけにはまいらないと私は思うんです。今後、教職員の付き添いはなくても集団下校は続けていかれるのか。時間が過ぎ去ると、いつの間にかまた1人下校が始まってしまうという危険性があるんですけれども、この集団下校は続けていかれるお考えなのか、それとも時期を見てまた考えられるのかどうなのか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）現在は事件後たちまち当面やっていくということでやっておりますが、これは他の議員の方にもお答えしましたとおり、町部局と合同で、広島市は対策本部みたいな本部をしていますが、うちはどういう組織になるかわかりませんが、これからの今後のことをある程度長期的なものを考えるために具体的に策定していく委員会とか対策班とか、そういうものをつくって、その中で検討していく予定でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）矢野西小学校の事件が起こる1週間ぐらい前にどうも海田町内で同じような事例が、未遂だったんですけれども、起こったという情報を得たんですが、教育委員会として今までにそういう不審者があらわれた場所、交通事故、子供たちが何か事故に遭った場所とか、そういう記録を一枚のペーパーにちゃんと記録として残されているのか、ひいては、町内地図に何年にこういうことが起こったと記入してあるのが一番なんですけれども、少なくとも数年前までの記録が一枚のペーパーにあるかないか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）ただいまの不審者情報のまとめでございますけれども、これは各年度ごとに1件としてまとめております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）まとめていらっしゃるだけでは、そこが危険な地域とかとすぐわからないと思うんです。私の基本の考え方といたしましたら、アメリカとかニューヨークではほ

とんどビルは回転ドアのところが多いわけですがけれども、現地の人と話をするのに、日本の回転ドアで保護者責任じゃなくて企業責任で大変になっていることを現地の方がご存じで「日本は異常ですね。アメリカは12歳までは100%保護者の責任で、子供を危険から守る責務は保護者にあるんです」というお考えをお聞きしたわけですが、私はそれが100%とは思わないんですが、あくまでも保護者が子供の、少なくとも小学校の子供の安全を守るのは保護者に責任があると思っています。ですから、今回の事件がありまして、マスコミ等が通学路はあたかも学校の責任のように、教育委員会の責任のように、行政の責任のように報道がなされておりますけれども、保護者、子を持つ親、保護者が一番子供の安全を守らないといけない立場なんです。今回、地域マップで地域の方がどうかかわっていますかという問いには何も答弁がなかったわけですが、私は先日の多田議員の質問で、新入生の、来年就学される人の指導会でこの防犯教育をとおっしゃって、すごく本当に大事なことだなと思ったんですが、1点は、今から保護者教育をどうしていくかということもあるわけですが、今後、教育委員会として、学校に通わせていらっしゃる保護者の方への防犯教育はどのように考えられていますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）これまでもPTAを通じて学校も防犯については保護者の方にも連絡しているところでございますが、今回のことはいいインパクトになったと一面では我々も思っております。これを機会に通学途中の危険度等を認識していただいて、できるだけ子供たちを見守ってほしいということ等は伝えてまいります。ただ、通学路をすべて教育委員会と学校とでこれを警備・警護せよというのは、これは法律にもありませんし、到底、30キロを超える範囲をできるのは不可能でございます。しかしながら、教育委員会でできること、学校でできることはやっていきたい。あとはいろんなボランティアの方に補完していただかなければ、到底すべて確率の高い安全は保障できないと思っております。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）先ほどの不審者情報の件ですがけれども、ただまとめるだけではなくて、当然これは各学校に情報を流し、学校の方はそれをプリントとして子供に持って帰らせております、保護者に。あわせて、その配るときに子供に対して、当然これは防犯教育的に、こういったところにはこういうふうにご注意をしましょうということ是指導をしております。またあわせて、この海田町内で起こった事案につきましては地

域振興課の方に連絡し、地域振興課の方ではいわゆる海田町のホームページで事案を公開しております。またあわせて、保育所関係であるとか幼稚園関係であるとか、すべてこれを連絡させていただいておるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）大事な一面なんですけれども、私はやはり地図に落として数年間の危険場所とかを、犯罪の未遂でも何かが起こったという、数年間を地図に落としてこの地域安全マップを作成するとかに、ここは子供たちも行ってみて危ないというデータを年次ごとにとじていたのではいけないわけです。ですから、今後は何か事件があったときに地図に落として、何らかのときにはそこは気をつけるという指針になりますので、今後そういうような作業をされるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）ただいいただきました提案につきましては当然これから、先ほど教育長が申しましたようなマップづくりの中に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先ほど質問いたしました、学校に子供たちが登校した後に何か不審者情報とかがありまして緊急に下校をさせるという、今まで過去に例がありました。そのときに、ある保護者の方から、子供は下校させてもらっても、お勤めしているので、かえって危険だから、そういう緊急下校はさせないでほしいというご意見をいただいたんですが、まさしくそうでした、まだ学校で授業を最後まで続けていただいた方が、子供たちが危険なところに帰る時間、保護者が帰ってくるまでの時間が短くなるわけですから、今後、緊急事態が起こったときに、留守家庭児童会に行く子供たちはいいんですけれども、4年生以上で、家に帰ったら、まだそっちの方が不安だと言う声が多かったんです。今これはまだ私も調査中で、わからないんですけれども、広島市におきましては留守家庭児童会がまだ各小学校に設置できていないということで、放課後プレースクールというのを実施されております。留守家庭児童会がある海田町とそのままを移行しようとは思っておりませんが、空き教室を利用して、子供たちを安全になって家庭に帰すという方向性から見ると、これは一考の価値があると思うんですけれども、この広島市の、このままは当てはまりませんが、放課後プレースクールの設置を今から検討されるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）中身をよく検討してから、それから、スタートするか、しないかということとは決めてまいりたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後に、もう2点あるんですけども、先ほど宮坂議員の質問で、携帯メールの機能を前倒しで実行していくという。これは先日、私はたまたま広島市に行っておりましたら、当日は安全・安心なまちづくり対策特別委員会が行われるということで、そこに傍聴させていただきましたら、海田町のその事例を議員が質問されておりまして、即広島市も対応したいという答弁があつて、海田町は本当に一つ一つ対応されているんだという思いがいたしました。この予算措置ですけれども、今回の補正予算にも出ておりませんが、執行残でできたと思っているんですけども、予算はどのくらいかかって、来年度からどのくらいの予算計上をなされるのでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）現在、各学校ではホームページを公開するサーバー、ウェブサーバーと申しますが、これを使っておりますけれども、この機能にいわゆるメール送信の機能を追加するというので、この追加費用が学校1校当たり月額2,500円でございます。今年度、補正予算を上げておりませんのは、各学校の執行状況を見きわめながらその辺の予算を確保しております。あわせて、来年度はそういった関係予算を、現在保守契約を出しておりますものとあわせて提案させていただく予定としておるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後の通学路の件で、保護者及びPTAから改善の要望を受けながら、改善がなされていない箇所は何カ所ですかという質問に対して明快な答弁はなかったんですが、本年度はまだ今は精査中だとおっしゃいました。私が記憶している限りでも、町道7号線の細くなったところから、溝のふたかけももう10年以上も要望があると思うんですけども、いまだかつてあそこは改善されておられませんし、去年も人があそこに落ちてけがされたという報告も受けているんですけども、実は私はなぜこの質問を最後にさせていただいたかといいますと、自衛隊官舎の方が寿町から矢野に移転されまして、私は通学路の件で改善要望を受けておりました。国道31号線もかわるものですから、国土交通省の維持管理事務所に訪ねていたり、いろいろ通学路を点検しながら精査し

ている途中で悲惨な事件が起こったわけですがけれども、この通学路にいたしましてP T Aの方、保護者の方から直してほしいという箇所は現場の最たる声なんです。先ほど教育長は、予算がないから、予算措置が難しいところはなかなかと。もちろん、信号機で県警と検討しないといけないとか、よその国土交通省と検討しないとできないことは別といたしましても、海田町単独で改善できる危険場所は、汚点を残さないためにも予算措置は必要だと私は思うんですけれども、その点について教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）P T Aからの要望は毎年決まって各会長さんの方から言ってこられるんですが、危険箇所、西山議員指摘のようなところがあったらすぐに対応するようにしておりますが、また今おっしゃったように、7号線のことにつきましては私も行って見まして判断をしてみたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後に町長に質問いたします。広島市は、今回の事件を受けまして子供の安全対策推進本部を設置されました。そこで、最後に秋葉市長に対して要望されたのは、痛ましい事件が二度とあってはならない、やれることは何でもするという不退転の決意で取り組んでほしいと秋葉市長が皆さんの前で指示されたんですけれども、山岡町長といたしましても、海田町の住民、子供たちを守るためには、できることは何でもするというお考えであるのかどうか、最後にお聞きいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）おっしゃるとおり、町のためになる、子供のためになることは何でもやっていきたい、このように考えております。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は14時20分。

~~~~~○~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第42号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第42号議案、公の施設の指定管理者の指定について。海田町福祉センターの指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者として指定する議決を求めるものでございます。指定の相手方は社会福祉法人海田町社会福祉協議会でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）第42号議案であります公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び海田町福祉センター設置及び管理条例の第7条の規定により、次のとおり海田町福祉センターの指定管理者を指定することについて、町議会の議決を求めるものでございます。最初に、管理を行わせる施設の名称は海田町福祉センターでございます。また、指定の相手方は、海田町日の出町2番35号、社会福祉法人海田町社会福祉協議会、代表は会長の鈴木康一氏でございます。また、指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間でございます。

次に、資料1をお願いいたします。資料1でお示ししております海田町福祉センター指定管理者候補者の選定経緯についてご説明申し上げます。まず、平成17年4月から指定管理者制度導入の検討・準備を行っております。また、同年9月の定例議会において、指定管理者の導入に必要となる海田町福祉センター設置及び管理条例の一部改正を提案し、可決をいただきました。次に、平成17年9月22日、一部改正条例の公布を受けて、海田町福祉センターの指定管理者候補対象者であります海田町社会福祉協議会との協議を開始しております。また、10月27日は海田町社会福祉協議会から海田町福祉センターの指定管理者についての指定申請を行う旨の回答書を受けております。次に、10月31日には海田町社会福祉協議会から海田町福祉センターの指定管理者指定申請書を受理いたしました。また、11月14日に、指定管理者候補者の選定を行うため、企画会議を開催し、正式に海田町社会福祉協議会を海田町福祉センターの指定管理者の候補者として選定いたしました。この候補者の選定を受け、12月定例議会に公の施設の指定管理者の指定について、具体的には海田町福祉センターの指定管理者を指定する議案を提出させていただいております。なお、次のページには海田町福祉センターの指定管理者の候補者として選定しました海田町社会福祉協議会についての概要をお示ししております。あわせてごらんください。以上、簡単でございますが、海田町福祉センターの指定管理者の候補者として選定しました経緯等の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。何点かお尋ねするんですけれども、まず、指定管理、社会福祉協議会になった場合、2004年の決算に比べて3年間で年平均で幾ら削減になっておるのかというのと、この3年間の維持管理費、人件費も含めてなんですけれども、これが固定なのかどうなのかということと、例えばもし事故が発生した場合、そういうときの損害補償についてこの指定管理者と協定を結んでおられるのかどうか、まずこのことをお願いいたします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）まず1点目の、現在の状況と指定管理者後の予算の関係でございますけれども、現在のところ、人件費の差額が主なものでございますけれども、一応単年度では2,516万5,000円と考えております。

それと、事故の発生等につきましては、当然指定管理者の方にもそうした損害賠償の保険には入っていただくようにいたしますし、具体的には協定書の中でいろいろ具体的なものをうたい込むという形になると思います。

維持管理費につきましては通常、町が行っております今の機械の関係の保守点検であるとかという形のものがございますので、基本的には現在町で行っております事業費と遜色はございません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）2004年度と比べて2,600万、これは何%ぐらいになるのかというのがわかりましたらお願いいたします。

それと、維持管理なんですけれども、これは例えば、今、石油が高くなっておるんですけれども、そういうふうな何らかの原因で維持管理費の費用、それが大きくなった場合、それはどういうふうな方法で、指定管理の経費の中でいろいろと措置されるのか、それとも別に町が対応されるのかということ。

それと、今の保険の分なんですけれども、これは民間が、ことしの4月ですか、指定管理者制度の損害賠償保険というのを出しておるんですけれども、そういうふうな保険で対応するのか、それとも町が責任を持つのか、このところもお願いいたします。

○議長（原田）福祉センター所長。

○福祉センター所長（飯田）経費が膨らんだ場合の対応でございますけれども、一般的に

は、通常の範囲内では費用の増減は行わないことになっておりますけれども、先ほど言われましたように、例えば地震があったとか火事があったとか、いろいろな大きな事故があった場合、経費の増加が見込まれる場合については個別に対応していきたいと考えております。

それと、施設内で事故があった場合の対応でございますけれども、町の方で建物に保険を掛けていることは引き続き掛けるようになっておりますけれども、指定管理者になられた社会福祉協議会の方にも、事故が起きた場合の損害保険は掛けていただくように考えております。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）それと、岡田議員さんのおっしゃいます2004年、2005年ですよ。

○3番（岡田）2004年の決算をお願いします。

○高齡福祉課長（上村）2004年につきましては、福祉センターはまだ開館しておりませんので、2005年度の見込みで比べまして先ほどの数字を申し上げたということです。

○3番（岡田）パーセントは。

○高齡福祉課長（上村）率にしますと35%でございます。主としては、先ほど言いましたように、人件費の差額によるパーセントとして出ております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それと、維持管理費なんですけれども、大きなものはそうなんでしょうけれども、例えば職員の人が出産をしたりなんかしたりする場合の休業補償、そういうときにまた臨時の人を配置せにゃいけんとか、そういうふうなときの人件費とか、そういうものが余分にかかってくるような気がするんですけれども、そういうときの経費は指定管理の中で賄うのか、あるいは、そうではなく町の方でやるのかということなんですけれども。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）あくまでも指定管理者の方から事業計画書の中にそうした予算的なものを含めたもので提出、事業計画書の中に含んでおりますので、例えば職員の方の中にそうした育児休暇等が生じた場合においても指定管理者の方で当然その予算の中で対応されるということになると思います。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）理解できんから、聞いてみますが、今の指定管理者が今度、役場の職員

は1人で……。全然おらんのですか。じゃ、それでええわ。それじゃ、聞いてみるんじやが、今この補正と合致するかわからんのじやが、済みません、この健康促進コーナーを設けられるんですよね。多分これには、素人ではできないから、インストラクターか、そういうのが必要じゃと思いますが、これも社会福祉協議会が雇うて、それが皆やるということですか。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）崎本議員さんのご質問でございますが、今の補正予算との絡みで申しますと、補正予算に伴います3階の健康増進コーナーでのインストラクター、要するにある程度の指導ができる方につきましては、町の方の予算に伴いまして、今年度につきましては3月までやってまいります。新年度につきましても、基本的には今の健康増進コーナーを含めた事業展開につきましては町の一般会計の中で執行する形になりますが、通常の実務業務については指定管理者の方でやっていただく形になります。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）そうしたら、中にインストラクターだけを町が公費で雇うて、あとは皆、今の社会福祉協議会に任せるとしたら、そこに矛盾ができるんじゃないですか。例えば何か必要なとき、それじゃ、また今度その人間だけは町で雇うてくれと。いろいろな、今からこういうことは一番大事なことです。だから、社会福祉センターの指定管理者に任すのなら、今のインストラクターなんかも、予算は社会福祉協議会には何ぼか要るなら、今のインストラクターが必要なら、皆任せておったほうが管理上も簡単じゃないんですか。そうせんかったら、今度インストラクターなんかを雇うて健康何とかでやって事故でも起きたら、それじゃ、このインストラクターは海田町が雇うた人間を入れておいて、そこでどういう事故が起きたら……。海田町の今の職員も一人もおらんところで、インストラクター1人町の雇うた人間になるんですね。そこで事故でも起きたらどうなるんですか。海田町の雇うたインストラクターが管理できんでしょうが。どういう管理をするんですか。だから、よく聞きなさいよ、私が言うのは、今のインストラクターも何ぼ予算が要るか知らんのじやが、社会福祉協議会が一括してあれするんじゃないから、ここで線を引いた方がきっちりするんじゃないですか。片方がやって、片方があれして、そうじゃないんですか。3回しかないんじゃないけん、はっきり答弁よ。私が言うのはわかるじゃろう。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）今の3階の健康増進コーナーにつきましては、先ほどの一般質問の中の渡辺議員さんの方にもお答えしましたように、町としましては、介護予防事業でございます地域支援事業、これは65歳以上の方の中で虚弱の高齢者を対象とした事業を、まずは3カ月のスパンを置きまして3回のコースでやるように考えております。こうした中では当然、今、崎本議員が言われましたように、資格を持っておられる方が必然的に必要な部分が出てまいりますので、それに保健師を一応同行させまして予防教室をやる予定で、これは町としましては委託として事業を計画するように今考えております。そうした中で、当然教室で使う範囲は限られておりますので、教室以外の利活用についても考えております。具体的には、週3回の時間を決めまして、高齢者を初めとする一般の方にも使っていただけるような利用の状況の中での、これも一応委託というふうな形で考えておりますので、そういう面では指定管理者が通常は施設の全体を管理していただくわけでございますが、この事業につきましては当面そうした形のものの委託事業を組み入れながら利活用を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、私が言うんでしょうが。皆、今の社会何とかさんも高齢者のあれも社会福祉協議会に委託しておるんでしょうが。だから、今からされる事業も委託されるんじゃないたら、この社会福祉協議会の中におられるんじゃないから、皆、委託したらどうですかということを私は言いよるんです。そうしたら、センターに入って、入ったときから社会福祉協議会のこの方は体が悪いんだったら、付き添いをして、3階なら3階まで行ってもらえるでしょうが。3階は3階、これはこれ、これはこれで、じゃ、あとの行き来はだれが面倒を見るんですか。そこへ何とかさんを委託するというて、その委託する人も社会福祉協議会の中におって、それを今まで委託しておるでしょうが。保健師さんか何か知らんが、そういう人も委託しておるでしょうが。だから、そこで区切らんと、皆、社会福祉協議会でやる事業に対して、社会福祉協議会で一括して委託したら、そこで起きた事故なんかでも、インストラクターがやった事故じゃどうのこうのと区別せんでも物事がスムーズにいくんじゃないですかということを言いよるんよ。3階は3階、2階は2階どうのこうの。それじゃ、行き来の階段で起きた事故はどうされますか。そういういろいろなもろもろが出てくるんじゃないですかと。社会福祉協議会の中に今の資格を持った人もいっぱいおられるんじゃないから、皆、委託して、粗相がないようにやってくださいとやった方が社会福祉協議会の方もやりやすいんじゃないですかというこ

とを言いよるんよ。3階は3階で、町の職員もだれもおらんところで、ただ社会福祉協議会に今から指定管理者としてやりますよと。片方のインストラクターは町が雇うたあれで町の責任ですよ。それじゃ、3階へ持っていくのに、途中から3階まで上がる間に事故が起きたらどうするんですか。だから、そういうもろもろのことが発生したらいけんから、皆、社会福祉協議会に……。ここにええ言葉があるでしょう、指定管理者。指定管理者だから、皆、委託したらどうですか。そうしたら、事務的にも何もスムーズにいくでしょうが。私はそこを言うんですよ。その余地があるから、頭からそう言わんとはっきりしなさいや。今、海田温泉なんかでも社会福祉協議会でやっておるでしょうが。できんことはないでしょう。それが、ここのせっかく指定管理者を決めて、片方をちょちょこととって、そういうことをせんと、皆そういう資格を持った人がおって、そういうことを今やっておられるから、インストラクターも雇うて責任を持ってやってください、要望にこたえてくださいとやってきちっと任せればいいんじゃないですかということをお願いするんです。ちゃんと考えて答弁してくださいよ、もうないんじゃないから。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）今の3階の健康増進コーナーの活用につきましては現在、先ほど申しました形で私の方としては考えておりますが、いずれにしましても、この指定管理者の移行に伴いまして委託という形のものを含めながら柔軟な対応が図れるように今後また検討してみたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）現在3名の職員が福祉センターにおられるわけですが、社協の方で受けるということになれば、社協としてみると職員が5名もおられるということになるんですね。別法人ですから、別にとにかく言うことはないんですけども、3名の職員が夜遅くまでやっておられて、社協の方でこれに対応しようと思えば、常時、職員として5名の人が活動しておられるんですけども、それがそこに3名ばかりはまる、あるいは年間の行事や、企画をしたその行事を遂行しようと思えば、それだけ人員をそこに配置させるという方法もとるだろうと思うんです。そうした場合に私が一番懸念するのは、住民に対するサービスが低下してはならないということです。もちろん福祉センターの目的そのものもそうですけれども、社会福祉協議会そのものも弱体化してはいけないし、サービスが低下してはいけないと思います。その調整はどうなっているのかということをお尋ねいたします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）職員の配置の件でございますが、現在、町職員が3名おります。

そうした中で指定管理移行後の考え方としましては一応臨時職2名で、それにプラス今までおられます社会福祉協議会の職員さんで対応するというふうになっておりまして、その差額分が、先ほど岡田議員さんの方に申しました差額とした形で出ております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）指定管理者制度そのものが、安く上げよう、あるいは政府が言う小さな政府という、そういう発想のもとから出てきておるわけですね。私が一番心配するのは、先ほど言いましたように、今までのサービスから低下するようであれば、いろいろ問題があるというように考えるんです。ただ、まだやっておらないので、その効果はわからないんですけれども、これまでの年間行事あるいは年間の事業でそれを消化しようと思えば、私は、今の臨時を採用して対応されるということがあるんですが、そこら辺を一番心配するんです。今までやっていた職員が3名張りついてずっと努力されてやってきたのがここ1年なんですね。社協の方は社協の方でそれなりに努力をやられておるんですが、一緒になるとどこかが手薄になるのではないかと、そのことが全体のサービス低下につながったり、あるいは一部忙しいためにどこかが抜けるというような、その調整はどうなっているのかというのをお尋ねすると同時に、もう1つは、例えば今3名と、社協の方で5名おられる。机をそれぞれ置いておられるんですね。忙しいときは職員を10人なり、あるいは15人なり置くということになると、机もなけにゃいかん、ロッカーもなけにゃいかん。じゃ、その費用はどうするのかというのが出てくるんですが、その辺はどう考えるんですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）現在といいますか、この4月から町の職員と社協の職員さん、合同という言葉よりか、一体となった形で、現在の新しく開館しました福祉センターを窓口業務を含めていろいろとご協力いただきながら推進しておるわけでございますが、いずれにしても、そうした経験というものは我々としては貴重な財産というふうに考えておりますので、そうした中で、指定管理後につきましても当然のことながらこうした状況のものを役割としては担っていただけるというふうな、サービスの低下にはつながらないというふうな形のものを考えておりますし、そうした気持ちを持って社会福祉協議会の方はそうした事業計画書を出していただいておりますので、そのことについてはサ

ービスの低下は招かないというふうに考えております。

あと、経費につきましては、これは当然指定管理者の方がそうしたものの移転費用とかというものを含めました計画書が出ておりますので、そちらの方で経費を賄っていただくというふうな形になります。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）2点ばかり質問いたします。今までの質問なされた方に対する回答が委託関係のことを主体におっしゃっていたんですけれども、今度の指定管理者制度というのは、物の本なんかをよく読みますと、今までの委託制度から代行制度に変わったんだというんですよ。だから、委託から代行に変わったらどういうことになるんですか。それがまず第1点。

2つ目は、岡田議員からもおっしゃったのに詳しい回答がなかったんですが、今まで出た質問の中で、協定書がそれに皆織り込まれているんじゃないかと思うんです。協定書の内容を具体的に述べてください。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）まず、協定書の件でございますが、この協定書につきましては当然、今議会でそうした指定をしていただきましたら、これは要するに指定管理に移行するために今年度中に協定書を作成しまして、そうしたものを踏まえて4月からの移行ということでございますので、まだ協定書についてはできておりません。今後、今回の議会で可決いただいた後、そうした協定書について双方が協議しながら協定書を結ぶという形になりますので、現在、協定書はまだできておりません。

それと、委託と代行でございますが、いずれにしましても、町の一般会計の中で申しますと、18年度予算につきましても、我々が決めました金額を持って指定管理者の方へ委託管理費とした形で執行しますので、指定管理者の方は委託管理費に基づいて福祉センターを管理運営していただくというふうな形になりますので、委託代行といいましても、代行に伴いましても委託管理費とした形で予算執行という形になります。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そうしたら、今、質問が随分出ていますよ、いろんな予算面とか権限の問題。だから、それは町長の今の権限、それと今度の指定管理者の権限といいますか、そういうものについて、今質問が出たものはすべて協定書の中に盛り込まれることになるんですかということなんです。それがはっきりしないと、議論してもしょうがないでし

よう、これは。その辺はどうですか。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）指定管理者制度につきましては、現在、町で直接的にやっております管理運営業務を指定管理者の方に代行という形になりますので、通常につきましては町で定めた条例であるとか規則に基づきまして管理運営がなされるということでございます。そうした中で、疑義が生じた場合はその都度協議をしながら進めていくというふうな形になりますので、基本的には町の職員にかわって指定管理者の方で代行していただくということですから、当然町の施設を守っていただくという形になります。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）じゃ、最後に要望しておきます。今まで出てきたことを協定書にしっかりと、矛盾が起きないように決めてください。町長にもお願いしておきます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。指定管理者の申請要領の中に「業務内容」のところではどこから出ておりますけれども、「職員の配置等に関すること」で、1つ「所長を配置すること。（兼務可）」、2つ「職員2名以上を配置すること」、3つ「職員の勤務形態は、施設の運営に支障がない体制にする」と。そういうことが申請手続きのかげんで出ておると思うんですけれども、私も現地に入って聞いたりしておりますですけれども、先ほども崎本議員の方からもありましたけれども、福祉センターの方で今3名、社協で事務局長が1名ということで、福祉センターないし社協を町職員の方がこなしているというか、やっぱり実力があるというか、力があって運営をしてきたんだと思うんです。それで、5名と、臨時で2名ということで、一番私も感じるのは、体制、人員の不備がないかどうか、委託して十分にやっていけるかどうかと思うんですけれども、社協の方も事務局長がいなくなって福祉センター3名を引き揚げて、あと5名と、臨時で2名、このあたりで、ここに申請の上で3つのあれがあるんですけれども、一番心配なのは、人員の配置で体制が十分なのかどうか。また、社協の会長さんというのは、私も評議員会に出ておるんですけれども、常勤でなくて時々という感じが強いんです。そうすると、配置が、初めてのことで、よほどしっかりしたものでないと、我々一般から利用する方も不安が募るということなんですが、その辺をどう思いますか。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（上村）職員配置等につきましては、先ほど申しましたように、臨時2名

に、従来の社会福祉協議会の事務局長を含めた5名体制となりますし、先ほど申しましたように、事業計画書に基づきました申請によりまして、指定管理者の方からもこの状況で十分対応できるという形のものに出しておりますので、我々もそのことにつきまして心配しておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）また、実質、事務局長というか、現場の責任者がかなり熟練したというか、ノウハウを知っている者が陣頭に立ってやらなきゃいけないので、今、岡田さんなんですけれども、岡田さんがよく知っています。引き揚げて、かわりの事務局長というか、社協の方ですけれども、当てがあるのかどうか、それも聞いておきます。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）現在、社協の事務局長につきましては、町の職員を出向させております。来年度につきましては、今後、社協の会長と相談しながら、これを続けていくか、あるいは町から新たな出向をするか、あるいは社協の方で独自に選出されるか、これはよくよく協議をしながら、指定管理に支障のないような形で進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、実際に4月から指定管理が始まって、社協の方も初めてなので、いろいろ不備で、不備が生じたときに、折々によくよく相談していくという、協定書か、ということで、初年度ですので、特にそういうことも要望しておきたいんですけれども、その辺をもう一度。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今いろいろ人員配置の問題も含めてあるんですが、指定管理の制度というのはことしぐらいから三次とかあっちこっちで始まっておるわけございまして、そこらのいろんな参考意見とか研修をしまして、支障のないようにやっていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）2点お伺いいたします。1点は、3年間契約で、今、単年度で2,516万という委託契約の予算計上ということでしたが、利用者数が激増して、この人員配置ではだめという場合になったときに、3年契約であっても先ほどの委託管理費を変更できるのかどうか。

2点目の質問は、今の国の高齢者福祉施策は年々メニューが変わっておりますので、先ほどの福祉課長の答弁では、国の施策に対しては一般会計からの施策を実行するというお考えを聞いたんですが、そういうふうにとらえていてよろしいのでしょうか。2点お伺いいたします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）1点目の管理委託費の変更です。今回一応3カ年の指定期間を設けておりまして、それは、当然のことながら、現在の状況よりサービス低下を招かないということが前提になりますので。ということは、必然的にはそうした利用者が減るといふような形のものとしては私は考えておりません。ですから、当然今からプール等の利活用ができますので、そうすると、利用者の方については今まで以上にふえてくるんじゃないかというふうに思います。

それともう1点は、予算の関係でございます。先ほど崎本議員さんの方へご答弁申し上げましたように、委託とした形のものが基本的になりますので、その委託につきましては、指定管理者の方へ委託ということもできますし、直接一般会計の方から業者委託ということもできるわけでございますが、ここらあたりはいずれにしても、町としましては今のこうした介護予防事業を進めていく必要度が当然ございますので、そこらあたりを検討してまいりたいと思っております。

○議長（原田）福祉センター所長。

○福祉センター所長（飯田）施設を利用されるお客様が急激にふえた場合にどうするかということになるんですけれども、基本的には現在の18年度予算、要するに3年間の総額の予算の範囲内、枠の範囲内でやっていただくということを考えております。それで、どの程度ふえるかということは今はわかりませんが、想定できないようなふえ方でなければ、現在考えている経費の中で努力をしていただくという前提で指定管理を18年度からお願いするつもりでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、基本的には3年契約で、3年間の予算措置は変更なく、その範囲内で指定管理者に管理を任すという方向性でよろしいのでしょうか。

○議長（原田）福祉センター所長。

○福祉センター所長（飯田）そのように考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）わかりにくいから質疑をするんですが、公の施設の指定管理者の指定ということなんですが、この指定ということは、施設と、それから事業の実施をすべて委託することじゃないんですか。指定と委託はどのように違うのかということをまず1つ。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）指定と委託の内容でございますが、先ほど桑原議員さんの方にも申しましたように、指定というのはこの施設について、具体的に申しますと福祉センターの指定管理を指定ということですから、現在町でやっております業務を指定管理者の方に代行するという形になります。委託につきましては、そうした中で指定管理者の方へ事業的なもの、具体的に申しますと社会福祉協議会の方へ委託という形になりますので、この施設の管理に対する指定と事業に対する委託は変わってくるというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）ややこしいことを言うからあれですが、例えば指定した場合に、事業については委託、施設の管理については指定というような言い方を今したように思うんですが、そういうことからいくと、委託になれば職員の数が5名ということになっておりますが、5名を6名にしようが、この事業をやっていくために7名にしようが、あるいは仕事が少なけりゃ少なくしようが、自由にできるのではないかとということを1点。そこらはどうなんですか。ここに書いてあるような事業内容、それから目的に沿ったものを委託するわけですね。その中でこの使命が達成できなければ、5名を6名にしてもらってでも仕事をしてもらわなきゃいけません。5名ではできないと。そこらのところを1つ。

それからもう1つは、この前、条例を議決したわけですが、条例を持ってきておらんから、ようわかりませんけれども、今回の分は今までやっておられた福祉協議会が候補者として挙げられておるんですが、ノウハウを十分に生かしてやっていただけるから結構だと思うんですが、今後こういう指定管理者というものがひまわりプラザとか町民センターとか逐次いろいろ出てくると思うんです。その場合は、そんなノウハウはなくても営業とか施設の管理はできるわけです。その場合にこれはどうなるんですか。今回は指定管理者の候補者を1本に絞ってやっておられるけれども、公募をしてその指定管理者の候補者を決めて選定していくということになるんじゃないかなという感じがするんです。そうしないと、今の町の施設では、特別なノウハウがなくてもひまわりプラザの

運営とかそういうものは私でもできますから、立候補してもいいと思うんですが、そこらを、今回は1本に絞っておられるけれども、本来は公募してやるべき性格なのではないかということ。今回はこのほかに公募はなかったか、候補者としての応募者はなかったのか。町と社協が勝手に決めて「それじゃ、あなた、候補になってください」ということでおやりになったのかなという感じがするんですが、そこらを将来のことも考えてどうなのかと。公募して決めるべきものなのか、町が勝手に選定してやるのかということとを1つ。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）今の公募、非公募の問題でございますが、前回の条例のときも出ましたけれども、原則はやっぱり公募でございます。ただ、海田町の中の指定管理者制度に対する運用指針を持っておりまして、他町等を見ますと、その中で施設の設置目的あるいは特性とか施策の関係、そういうふうなことから、特定の団体に限定をすることが適切な場合というふうに考えた場合には非公募で一応指定管理者制度へ移行することができるというふうな考え方になっております。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）委託等の件でございますが、今回、指定管理者として福祉センターをお願いします社会福祉協議会につきましては、確かに町からの委託事業もございます。具体的に申しますと、現在のいきいきデイサービスとか配食サービスの事業、これは委託しております。一般会計の方から委託費を計上させていただいて委託しております。今回、我々が社会福祉協議会の方をお願いすることは、福祉センターの管理業務等、福祉センターで現在行っております事業については、これは当然委託じゃなしに業務の中でやっていただきますので、ですから、委託事業も社会福祉協議会の方には今から入ってまいりますけれども、当然のことながら、施設の管理運営であるとか事業につきましても、条例に基づきました事業をやっていただきながら従来の委託事業についてもやっていただくということでございますので、そこらあたりをご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）それは結構なことなんですが、ここらを当初から明確にしておかれないと、実際にこの実施に当たって責任が明確にならんと思うんです。その中でいろいろ人身事故が起きるようなこともあるんです。その場合に、ここまでは指定業者がやる、

ここは町がやるんだというようなことを明確にしておく必要があると思うんです。できたら、一切指定業者に委託してしまう、責任を持たすということが一番いいんじゃないかというふうに考えるんです。これは町がやるんだ、インストラクターについては町が雇うてきてやるんだというふうなことを決めておくと、そこらで事故が起きたら、町の責任なんです。だから、そこを明確にできないかということをもう1点。

○議長（原田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）先ほどから桑原議員あたりからもご質問がありますがけれども、指定管理者制度そのものは、地方自治法の改正によって、1つの施設を全面委託じゃなしに指定管理ということですから、管理代行という話が出ましたけれども、要は、今までですと管理委託制度から、桑原議員が先ほどおっしゃったような管理代行という制度に変わりますよということでございます。ですから、原則はその管理権限は指定された指定管理者に移ります。こういうことです。ですから、今までですと、管理委託でありますと、あくまでもそれは委託契約に基づいてやるわけでございますから、受託者が例えば使用許可を出すとか、何かの行為をやるとかという場合にはあくまでも例えば海田町長の名前で全部出していくということになります。今度は社会福祉協議会の会長名で出す。こういうふうなことで、ただ、損害賠償を与えた場合の責任という面では、最終的には自治体としての責任も全部逃れることはできないという法体系というふうに考えています。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）住吉議員さんのご質問でございますが、このことにつきましては当然福祉センターの指定管理者の社会福祉協議会に対しましては仕様書の中で十分うたっております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。今後3年間の間に介護サービスとかそういった委託事業がどんどん新しくできてきた場合に、管理者の方からそれを拒否することができるかどうか、その点をお尋ねします。

○議長（原田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）この問題は、まず、指定管理者制度と業務委託ということをも明確にご理解いただかないとなかなか難しいと思うんですけれども、福祉センターは現在、社会福祉法人が既に業務をやっております。それとは別に福祉センターの管理運営

業務がございます。ですから、先ほどから委託と申しておりますのは、当然町がやるべき制度に乗った事業、これを社会福祉協議会の方に委託する事業の委託ということでございます。それとは別に福祉センターの管理運営業務を今回指定管理者制度として導入するというものでございますから、当然会計の方も別個になっております。ですから、先ほどの、これから事業を管理者が拒否できるかという部分につきましては、町から社会福祉協議会へその事業を委託しようとするときには、それは当然そのときの判断で、受けるか、受けないかを決められますけれども、指定管理者制度にのっとった福祉センターの管理につきましては、これから協定書を作成しますので、その中で、サービスが低下しないように具体的な協定内容を決めて協定を交わす。その協定といいますのも当然受ける側も合意の上で協定を結びますので、サービスの低下が起こらないというふうに考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、先ほど来る変わりますよというふうな答弁が随分あるんですね、人員にしても何にしても。だから、今のそういうところで契約の内容とか、仕様書の内容、いわゆる案としてこういうものを提示して、それをやらないから、こういう間違いとか、いろんな同じような質疑がどんどん出てくるんだよね。今からやりますだったら、端的な言い方をすると、架空なものに同意しろと、こういうことなんだよね。それじゃ、同意できないんだよ。

議長、今からこれは動議に変えてもいいんだけど、それぐらいの案を出して、こういう案でいきたいんだと。まずそれを提示しないと、町長、審議できないですよ、これは。答弁でも、人員が必要なら今から派遣しますよと。片方では5名でやりますよと、こんなことを言うたり、どっちが本当なのか。だから、そこらも含めて、こういう仕様でいくんだと。必要なら人員をふやすこともありますよという案を出さないと、全く架空のものに同意してくれというような、こういうばかな議案を上程して。議長、これは休憩せい。だめだよ、こういうことじゃ。今の案を出すとか、出さんとか、そこらを含めて答弁できるのならいいし、だめなら休憩してくれ。休憩動議だ、これは。

○議長（原田）ただいま、前田議員から休憩動議が出ましたけれども。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）それじゃ、休憩をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 3 4 分 再開

~~~~~○~~~~~

それじゃ、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4 時 3 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

午後 4 時 3 2 分 延会